

令和 7 年度

危険等発生時対処要領

(危機管理マニュアル)



CAUTION

VECTOR ILLUSTRATION

山武市立鳴浜小学校

目 次

	頁
【非常事変対応の基本】	1
1 目的	1
2 学校安全の構図	1
3 災害等対策本部の設置及び各係の具体的な仕事内容について	2
4 自然災害時の基本的方針と対応（登下校ガイドライン）	5
5 地震対応（校内教育活動中）	8
6 地震対応（授業中）	9
7 地震対応（校外教育活動中）	17
8 地震対応（登下校中）	19
9 休業中の災害発生対応	21
10 大雨洪水発生時対応	22
11 児童引き渡し、帰宅困難児童の対応	24
12 避難所開設、運営	27
13 火災発生時対応	29
14 不審者対応	31
資料	33
学校安全指導計画	40
防災計画	46
15 Jアラート対応	51
16 爆破予告対応	52
校内救急体制・連絡系統	53
17 学校事故発生時の連絡系統	54
18 食物アレルギーの対応	56
19 熱中症の対応	58
いじめ防止基本方針	59
いじめ防止教育全体計画	63
20 いじめ防止の対応	64
21 虐待の対応	66
22 児童行方不明時の対応	67
【個人情報管理基準】	71
【学校徴収金会計事務処理】	73

非常事変への対応の基本

平成23年5月策定
平成26年7月改訂
令和4年8月改訂
令和6年4月改訂
山武市立鳴浜小学校

1 目的

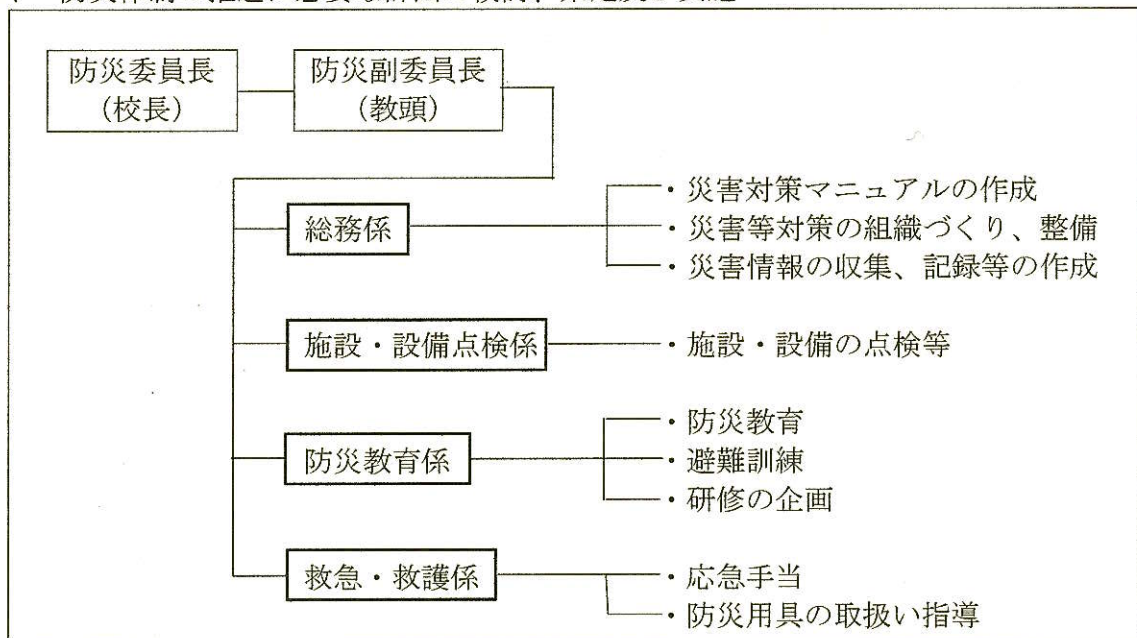
- (1) 学校生活全般において、安全にかかわる指導を行うことにより、児童生徒の安全に対する知識理解を深め、活動に取り組むことができる。(学校安全計画)
- ①学校環境や学校生活全般にかかわる危機を早期に発見し、未然に防止することができる。
(学校安全計画)
- ②事件、事故や災害が発生した場合に速やかで適切な安全措置をとることができる。
(危機管理マニュアル)

2 学校安全の構図

(1) 日常的な防災活動

①防災対策委員会(学校保健安全委員会)の設置

- ア 適切な安全指導及び施設・設備の管理
イ 防災体制の推進に必要な計画の検討、策定及び実施



②自然災害マニュアルの作成

- ア 災害時の状況別の具体的対応策の作成
イ 児童等の安否確認、保護者への引き渡し計画の作成
ウ 関係機関への連絡体制の整備

③避難所開設・運営の支援マニュアルの作成

- ア 地域支援のための学校・PTA・地域関係団体との役割分担及び整備
イ 学校再開に向けた学校・PTA・地域関係団体との協力体制づくり

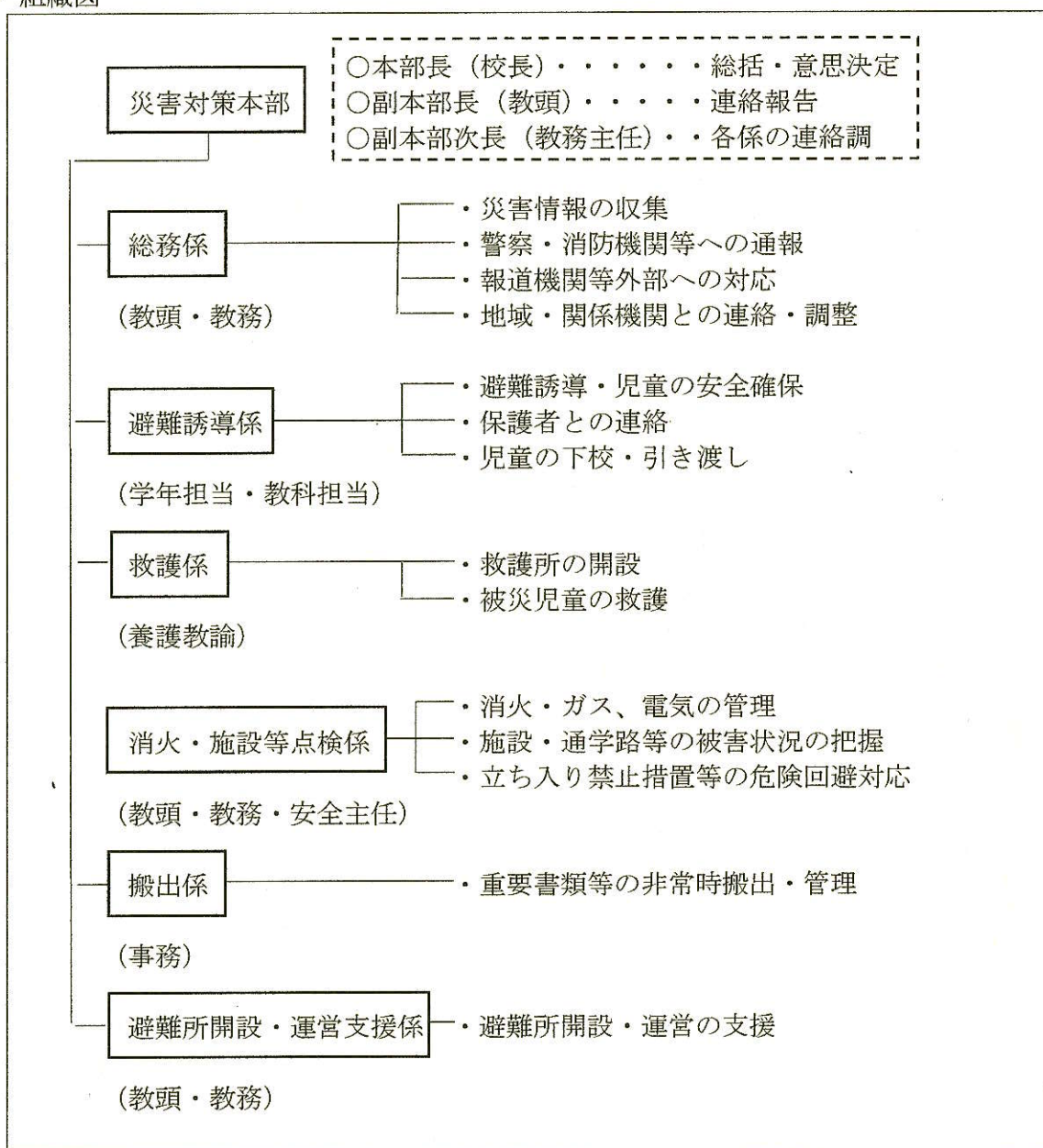
- ④学校施設・設備等の安全点検・整備
 - ア 危険物（石油・ガソリン・混合油・薬品等）の管理場所及び状況の点検
 - イ 消防法に基づく点検・整備
 - ウ 学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備
- ⑤防災上必要な備品等の点検・整備
 - ア 管理場所の把握
 - イ 重要書類等の適切な管理
（職印・校印・沿革誌・卒業生台帳・指導要録・人事関係書類等）
- ⑥避難経路・避難所の想定・確認
 - ア 災害時別（授業中・登下校時・津波）の具体的避難方法及び第一次・第二次・第三次・避難場所の確認
 - イ 児童及び教職員の共通理解
- ⑦防災教育の実施
 - ア 「自分の命は自分で守る」ために必要な知識・技能・態度の修得を強化の時間を含めて指導する。
 - イ 児童の発達段階に応じた防災教育を行う。
 - ウ 多様な状況を想定した避難訓練を行う。
 - エ 家庭・地域とともに考える防災教育を行う。
 - オ 教職員向けの防災に関する研修を行う。
 - カ 児童の「心のケア」の視点に立った教職員向けの研修を行う。
- ⑧情報・連絡体制の整備
 - ア 校内での円滑かつ的確な情報伝達的手段と方法
 - イ 校内の一元的な情報の集約と管理方法
 - ウ 情報連絡体制の整備（情報の管理、連絡体制、関係機関のリストアップ等）
 - エ P T A・関係機関との協力体制・緊急連絡方法の協議
 - オ 近隣校との連携
- ⑨家庭・P T A・地域との連携
 - ア 事前の周知事項（課外）
 - （ア） 避難所としての開設及び運営について
 - （イ） 学校防災計画の内容について
 - （ウ） 災害発生時の児童の動向及び学校の対応について
 - （エ） 課外での報告に係る協力の要請について
 - イ 事前の周知事項（授業中）
 - （ア） 学校への連絡方法について

3 災害等対策本部の設置及び各係の具体的な仕事内容について

（1）設置上の留意点

- ①災害の規模・被害状況等を踏まえ、本校の職員室に災害対策本部を設置し、本校として組織的な災害への対応及び地域支援にあたる。
- ②山武市消防防災計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえるとともに、本校の実情に応じた組織を編成する。
- ③教職員及びP T A、地域に組織編成の周知徹底を図る。

(2) 組織図



(3) 各係の具体的な仕事内容

係	職務内容	必要備品等
総務係	○災害等対応マニュアルに基づく各係への的確な指示・要請 ○すべての教職員・児童に対する状況の伝達 ○校内の通信網・連絡網の確保 ○関係機関・報道機関・地域との連絡と情報収集 ○通信内容・決定事項・行動等の記録	●災害等対応マニュアル ●学校施設配置図 ●ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機 ●緊急活動記録日誌 ●関係機関連絡先一覧（消防署・警察署・病院・教育委員会）等

避難誘導係	○災害の種類・状況に応じた指示 ○負傷者の状況確認と救護係への引き渡し ○指定避難経路、または安全な経路による避難誘導 ○避難場所での整列・点呼等 ○点呼結果の報告 ○負傷者・行方不明者の報告 ○緊急事態収拾までの児童の安全確保	●児童名簿 ●緊急連絡用（引き渡し）カード 等
救護係	○応急手当 ○負傷者の応急手当の記録 ○被災者の場所の報告 ○必要に応じた応援要請 ○被災者の場所の記録 ○児童・教職員の健康状態の確認	●救急箱（応急手当の備品） ●健康カード ●担架・毛布・水 ●AED ●バール・のこぎり 等
消火施設等点検係	○火災発生場所の確認、状況報告 ○小規模火災の消火 ○非常持出品の搬出 ○点検結果の記録 ※複数での行動	●消火器 ●ヘルメット・のこぎり・皮手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ●学校施設配置図 ●危険標識・立入禁止標識 等
搬出係	○重要書類等の搬出・管理	●耐火書庫 等
避難所開設・運営支援係	○山武市災害対策本部の要請および校長の指示により避難所支援に従事 ○避難者の受け入れ ※避難所の安全点検、開錠 ※危険箇所・解放禁止箇所の明示 ○避難所設営の支援 ○避難者への諸注意の連絡 ※避難者名簿 ※食事 ※トイレ・炊き出し場所 ※物資の供給 等 ○ボランティアの呼びかけ ○避難者への対応の記録と報告	●マスターキー ●ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ●危険箇所標識・立入禁止標識 ●学校施設配置図 ●避難者名簿 等

4 自然災害時の基本的方針と対応

	震 災	風水害（台風等）	積 雪	
登 校 前	○臨時休業 午前7時の時点で、山武地域の多くの家屋等に一部損壊や全壊が見られるとともに、ライフライン（電話・電気・ガス等）が復旧せず、児童の登校に支障があったり、学校が平常の教育活動を行えない場合	○臨時休業 午前6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に「暴風」・「大雨」・「洪水」が含まれる警報が発令され、午前10時の時点でも解除されず、児童の登校に支障がある場合	○臨時休業 午前6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に「大雪」又は「暴風雪」警報が発令され、午前10時の時点でも解除されず、児童の登校に支障がある場合	
	<table><tr><td>対 応</td><td>●教職員の安否確認 ●児童の安否確認（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） ●地域の被害状況の確認（通学路を含めて） ●関係機関への連絡・報告 ●避難所の開設と地域支援</td></tr></table>			対 応
対 応	●教職員の安否確認 ●児童の安否確認（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） ●地域の被害状況の確認（通学路を含めて） ●関係機関への連絡・報告 ●避難所の開設と地域支援			
登 校 中	○自宅待機 午前7時の時点で、山武地域で一部の地域の家屋等に一部損壊が認められる場合 ※午前中に児童の登校に支障がないと判断できた際には、登校時刻を繰り下げる。	○自宅待機 午前6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に「暴風」・「大雨」・「洪水」が含まれる警報が発令された場合 ※午前10時までに警報が解除された際には、登校時刻を繰り下げる。	○自宅待機 午前6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に「大雪」または「暴風雪」警報が発令された場合 ※午前10時までに警報が解除された際には、登校時刻を繰り下げる。	
	<table><tr><td>対 応</td><td>●地域の被害状況の確認（通学路を含めて） ●家庭連絡（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） ●関係機関への連絡・報告</td></tr></table>			対 応
対 応	●地域の被害状況の確認（通学路を含めて） ●家庭連絡（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） ●関係機関への連絡・報告			
登 校 後	○登校となる場合 午前7時の時点で、山武地域の家屋等に損壊（全壊・一部損壊）が認められない場合	○登校となる場合 午前6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に「暴風」・「大雨」・「洪水」が含まれる警報が発令されていない場合	○登校となる場合 午前6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に「大雪」または「暴風雪」警報が発令されていない場合	
	※上記以外の場合でも、特に風雨がひどい場合や河川の氾濫、路面の凍結等で登校が困難な場合には、保護者の判断で登校を見合わせるなど、児童の安全配慮を優先する。 ※通学路における悪条件や悪天候のために家庭が登校を遅らせた場合や、自宅待機の場合には、遅刻扱いにしない。 ※臨時休業及び自宅待機、登校再開については、さくら連絡網により各家庭に連絡する。			

	震 災	風水害（台風等）	積 雪
課 業 中	○学校待機 授業中に地震があり、山武地域で多くの家屋等に一部損壊や全壊が見られるとともに、ライフライン（電話・電気・水道・ガス等）が復旧せず、学校が平常の教育活動を行えない状況にある場合で、児童の下校にも支障があり、保護者との連絡もとれない場合	○学校待機 1 午前6時から午前8時までの間、千葉県北東部又は山武地域に「暴風」・「大雨」・「洪水」が含まれた警報が発令されていることを知らずに登校してきた児童がいる場合 ○学校待機 2 授業中に急激な天候の変化で「暴風」・「大雨」・「洪水」のいずれかの悪天候となり、児童の下校に支障があり、保護者との連絡もとれない場合	○学校待機 1 午前6時から午前8時までの間、千葉県北東部又は山武地域に「大雪」または「暴風雪」警報が発令されていることを知らずに登校してきた児童がいる場合 ○学校待機 2 授業中に急激な天候の変化で「大雪」・「暴風雪」のいずれかの悪天候となり、児童の下校に支障があり、保護者との連絡もとれない場合
	対 ●児童の安全確認と校内被害状況の確認 ●児童の避難場所の確保と児童の避難誘導 ●地域の被害状況確認（通学路を含めて） ●家庭連絡（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） 応 ●関係機関への連絡・報告 ●避難所の開設と地域支援		
	○保護者引き渡し 授業中に地震があり、山武地域で多くの家屋等に一部損壊や全壊が見られるとともに、ライフライン（電話・電気・水道・ガス等）が復旧せず、学校が平常な教育活動を行えない状況にある場合で、生徒の下校に支障はあるが保護者との連絡がとれる場合	○保護者引き渡し 授業中に急激な天候の変化で「暴風」・「大雨」・「洪水」のいずれかの悪天候となり、児童の下校に支障はあるが、保護者との連絡がとれる場合	○保護者引き渡し 授業中に急激な天候の変化で「大雪」・「暴風雪」のいずれかの悪天候となり、児童の下校に支障はあるが、保護者との連絡がとれる場合
	対 ●児童の安全確認と校内被害状況の確認 ●児童の避難場所の確保と児童の避難誘導 ●地域の被害状況確認（通学路を含めて） ●家庭連絡（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） 応 ●関係機関への連絡・報告 ●避難所の開設と地域支援		

課 業 中	○下校 授業中に地震があり、山武地域で多くの家屋等に一部損壊や全壊が見られるとともに、ライフラインが復旧せず、学校が平常の教育活動を行えない状況にあるが、児童の下校に支障のない場合	○下校 授業中に急激な天候の変化により「暴風」・「大雨」・「洪水」のいずれかの悪天候となるが、その後天候が回復し、児童の下校が可能になった場合	○下校 授業中に急激な天候の変化により「大雪」・「暴風雪」等の天候となるが、その後天候が回復し、児童の下校が可能になった場合
	対 応 ●児童の安全確認と校内被害状況の確認 ●児童の避難場所の確保と児童の避難誘導 ●地域の被害状況確認（通学路を含めて） ●家庭連絡（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） ●定点による集団下校の指導と地域パトロール ●関係機関への連絡・報告 ●避難所の開設と地域支援		
	※災害時に固定電話や携帯電話の不通が考えられるので、災害の程度によって「学校待機」や「保護者引き渡し」を行うことを事前に保護者に周知させておく。		

	震 災	風水害（台風等）	積 雪	
課 業 外 ・ 休 業 時	○週休日及び祝日等で災害が発生した場合は、震度や状況に応じて学校非常配備態勢として下記のように教職員を動員し、対応にあたる。			
	震 度	動員人数	状 況	動員人数
	震度 5 弱	校長・教頭・教務	大雨・洪水・暴風雨・暴風雪警報	校長・教頭・教務
	震度 5 強	上記+安全主任+幹事	災害発生・災害発生のおそれ	上記+安全主任+幹事
	震度 6 弱	全職員	管内全域に災害発生・発生のおそれ	全職員
	震度 6 強	全職員	災害規模甚大	全職員
	※非常時の配備体制については、災害の状況に応じて柔軟に対応する。			
	・津波警報発令時は教職員自身の安全確保を優先し、学校への移動が現在地より浸水予想地域へ接近することとなる場合は、配備を要しない。			
	・課業外、休業時に災害が発生した場合でも、地域住民が速やかに避難できるよう、本市総務部消防防災課および本須賀区住民代表者に校舎内避難場所への合鍵を貸与する。（令和4年度より）			
	対 応	●校内被害状況の確認 ●教職員の安否の確認 ●地域の被害状況及び児童の安否の確認（さくら連絡網・電話連絡・家庭訪問 等） ●関係機関への連絡・報告 ●避難所の開設と地域支援		
※避難所の開設と地域支援にあたる事態を想定して、事前に本市災害対策本部と教育委員会に本校施設の実態を把握しておいてもらう。				
①空調機器が停電の際には稼働できないこと。				
②空調機器に代わるストーブなど、暖房設備が備えられていないこと。				
③寝具等は、保健室に備えられている最小限のものだけであること。				

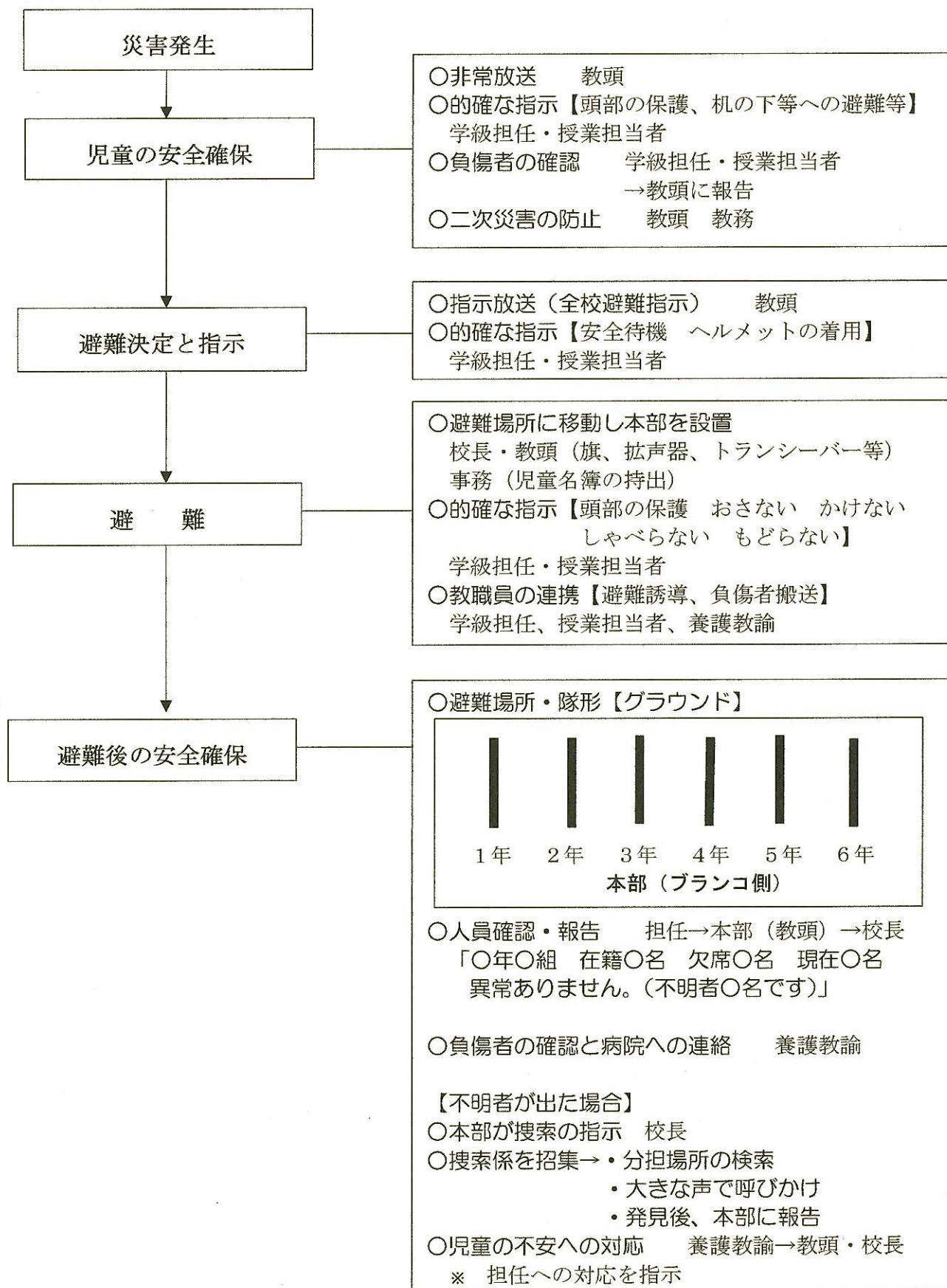
5 校内教育活動中の対応（地震）

災害発生時等の基本対応手順



6 授業中の対応（地震）

（1）災害発生時の基本対応手順



(2) 被災時の基本対応 ※震度5強以上は児童預かり・引き渡し

①授業中

場 所	共 通 事 項	個 別 指 導
普通教室	○災害時は担当教諭が対応する。	○机の下に身を隠させ、机の両脚をしっかりと持つように指示する。
特別教室	○担当教諭が児童の安全確保のために下記の適切な指示を出す。 ・頭部を保護させる。	○火気使用中であれば、消火の指示をする。
体 育 館	・窓や壁から離れさせ、ガラスや落下物による負傷を防ぐ。	○実験中であれば、危険回避の指示をする。
グラウンド	・火気使用中は、揺れがおさまってから消火させる（慌てて負傷する人が多いことから）	○中央に集合させ、身体を低くするように指示する。 ※ただし、建物の構造によっては柱や壁により双方が良い場合がある。
プ ー ル	○担当教諭は、児童の負傷の有無人員確認・周囲の安全確認を行う。	○建物から離れ、中央に集合させ、身体を低くするよう指示する。
	○担当教諭は、余震や二次災害に備え、児童を落ち着かせる。	○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示する。
		○揺れがおさまり次第、速やかにプールから出るように指示する。
		○避難の指示をする。 ・履物を履かせる。 ・衣服やバスタオルで身を守らせる。

②その他

場 所	児 童 の 行 動	教 職 員 の 対 応
階段・廊下 トイレ等	○揺れている間は、ヘルメットや上着等で頭部を保護し、待機する。 ○転倒物や落下物・倒壊に気をつける。 ○揺れがおさまり次第、教職員の指示に従って校舎外の避難場所に避難する。 ○周囲の安全を確認する。	○放送等により、下記の事項を全校に指示する。 ・揺れがおさまるまで頭部を保護する。 ・教職員が到着するまで待機するように指示する。
グラウンド そ の 他	○建物や塀から離れ、ガラスや倒壊物から身を守る。 ○揺れがおさまるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。	○教職員は分散して、児童の安全確保と避難誘導を行う。 ※事前に役割・分担を決めておく。

(3) 被災時の具体的な対応

①授業中（普通教室）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
(室内) ●天井や壁等がひび割れる。 ●天井及び壁素材・蛍光灯及びガラス等が落下及び飛散する。 ●本棚・ロッカー等が転倒する。 ●大型モニター等室内備品が転倒及び飛散する。 (児童) ●不安・恐怖からの号泣 ●恐怖のあまり動けなくなる。 ●失禁する。 ●パニック状態になる。 ●教師の指示が届かなくなる。 (教師) ●恐怖のために指示が出せなくなる。 ●教師自身が負傷し、動けなくなる。	(揺れているとき) ○机の下に潜らせる。 ○机の両脚をしっかりと持たせる。 ○言葉をかけて安心させる。 ※脱出口を一箇所以上確保する。 (避難するとき) ○負傷者の確認をする。 ○ヘルメットや防災頭巾、身近にあるカバンや本等で頭部を保護させる。 ○慌てないで避難するように指示する。 ※負傷者がいる場合は、その場で身の回りにあるものを使って応急手当に努める。 ※負傷者を優先して避難させる。動けない場合も想定して、役割・分担を決めておく。 ※負傷者が教師である場合は、近くにいる教師の指示を仰がせる。また、級長等に指示を出す訓練を事前にしておく。 ※児童に適切な避難経路を指示した上で誘導する。 ※隣の学級にも教師がいた場合は、先頭と最後尾に教師がつくなど連携する。 ※出席簿や児童名簿等必要なものを携行し、人員を確認する。	(揺れているとき) ○机の下に潜って、机の両脚をしっかりと持つ。 ○身を隠す場所がない場合は、ヘルメットや防災頭巾、身近にあるカバンや本等で頭部を保護し、身を低くする。 ○先生の指示をよく聞く。 (避難するとき) ○先生の指示「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を守る。 ○ヘルメットや防災頭巾、身近にあるカバンや本等で頭部を守りながらグラウンドに避難する。 ○火災が発生し煙が出た場合は、ハンカチ等で鼻や口を覆い避難する。 ○学級ごとに整列する。 ○勝手に移動しない。 ○学級担任が不在の場合は、近くにいる先生の指示に従う。

②授業中（理科室・家庭科室）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
<大半は普通教室の例に準ずる> (室内) ●薬品棚が転倒し、薬品のガラス瓶が割れ、ガラスが飛散する。 ●薬品がこぼれたり、飛散したりする。 ●アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。 ●飛散した薬品によって負傷する。 ●アルコールランプやガスバーナー、コンロ等を消火する際に、慌てて火傷する。 ●食器棚が転倒したり、食器類が割れて飛散したりする。 ●ミシン等の落下による負傷やアイロン・熱湯による火傷をする。 (児童) ※普通教室と同様 (教師) ※普通教室と同様	<大半は普通教室の例に準ずる> (揺れているとき) ○机の下に潜らせる。 ○机の両脚をしっかりと持たせる。 ○言葉をかけて安心させる。 ※机の下に潜れないような場合は、その場にしゃがませる。 ※飛散したガラス片やこぼれた薬品に近づかせない。 ※器具等の消火は揺れがおさまってから行わせ、ガスの元栓を閉めたり電気器具のコンセントを抜いたりさせる。 (避難するとき) ○負傷者の確認をする。 ○ヘルメットや防災頭巾、身近にあるカバンや本等で頭部を保護させる。 ○慌てないで避難するように指示する。 ○飛散したガラス片やこぼれた薬品等に注意させる。	<大半は普通教室の例に準ずる> (揺れているとき) ○机の下に潜って、机の両脚をしっかりと持つ。 ○身を隠す場所がない場合は、ヘルメットや防災頭巾、身近にあるカバンや本等で頭部を保護し、身を低くする。 ○先生の指示をよく聞く。 ※机の下に潜れないような場合は、その場にしゃがむ。 ※飛散したガラス片やこぼれた薬品に近づかない。 ※器具等の消火は揺れがおさまってから行い、ガスの元栓を閉めたり電気器具のコンセントを抜いたりする。 (避難するとき) ○先生の指示「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を守る。 ○ヘルメットや防災頭巾、身近にあるカバンや本等で頭部を守りながらグラウンドに避難する。 ○火災が発生し煙が出た場合は、ハンカチ等で鼻や口を覆い避難する。 ○学級ごとに整列する。 ○勝手に移動しない。 ○学級担任が不在の場合は、近くにいる先生の指示に従う。 ○飛散したガラス片やこぼれた薬品等に近づかない。

③授業中（図書室等特別教室）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
＜大半は普通教室の例に準ずる＞	＜大半は普通教室の例に準ずる＞	＜大半は普通教室の例に準ずる＞
(図書室) ●本棚・ロッカー等が相次いで倒れる。 ●本類が次々と落下してくる。	○転倒物や落下物に注意させる。 ○本で頭部を保護させる。	○転倒物や落下物に注意する。 ○本で頭部を保護する。
(多目的室) ●テレビやプロジェクター等が転倒したり落下したりする。	○転倒物や落下物に注意させる。	○転倒物や落下物に注意する。
(音楽室) ●グランドピアノが勢いよく移動したり、脚が折れたりする。 ●楽器やスピーカー・オーディオ等が落下する。	○転倒物や落下物に注意させる。	○転倒物や落下物に注意する。
(図工室) ●展示してある作品や教材等が落下する。 ●電動のこぎりや金槌等が落下する。	○落下物に注意させる。 ○電気器具を使用している際には、けがをしないように直ちに作業を中止させる。	○落下物に注意する。 ○作業を直ちに切りやめる。
(保健室) ●薬品棚の転倒や薬品・ガラスが飛散する。 ●冷蔵庫や測定器具等が転倒する。	○火災発生の際には、初期消火として毛布等をかぶせる。 ○転倒物や落下物に注意させる。 ○体調不良でベッドに休んでいる児童は、直ちにベッドの下に潜らせる。	○転倒物や落下物に注意する。 ○体調不良でベッドに休んでいる児童は、直ちにベッドの下に潜る。
(コンピュータ室) ●パソコン、タブレット等が机上から落下する。 ●カーテンを引いている場合、暗くなるために児童がパニックを起こしやすい。	○照明をつける。停電の場合はカーテンを開けさせる。 ○避難の際は、必ず上履きをはかせる。	○照明をつけたり、カーテンを開けたりする。 ○避難の際は、上履きをはく。

④授業中（体育館・グラウンド・プール）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
（体育館） ●ガラスが破損し、飛散する。 ●照明器具、天井固定器具類が落下する。	＜体育の授業時＞ ○体育館の中央に移動させ、しゃがませる。両手で頭部を守らせる。 ＜集会時＞ ○スペースがない場合は、その場でしゃがませ、両手で頭を守らせる。 ※避難させるときは、明確な指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。 ※パニックになりやすい児童や陥った児童に対しては、教職員がそばで落ち着かせる。	○体育館の中央に移動し、しゃがむとともに、両手で頭部を保護する。 ○勝手に体育館の外に飛び出さない。 ○教職員の指示に従い、「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を守る。
（グラウンド） ●地面に亀裂が入り、陥没する。 ●体育倉庫付近では、ガラスが破損して飛散したり、建物が倒壊したりする。倉庫内の用具が転倒、散乱する。 ●サッカーゴールや遊具類が転倒、倒壊する。	○グラウンドの中央に移動させ、しゃがませる。両手で頭部を守らせる。 （バスケットゴール、サッカーゴールや遊具類から離れさせる。転倒による負傷を避けるため、揺れが激しい場合は、身を低くして移動させる。） ○体育倉庫から離れさせる。 ※避難させるときは、明確な指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。 ※パニックになりやすい児童や陥った児童に対しては、教職員がそばで落ち着かせる。	○グラウンドの中央に移動し、しゃがむとともに、両手で頭部を保護する。 ○揺れが激しい場合は、身を低くして這うように移動してグラウンド中央に集まる。 ○教職員の指示に従い、「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を守る。
（プール） ●プールの水面が波立ち、ところどころに亀裂が入る。 ●機械室付近でガラスが破損し、飛散する。	○水からあげ、衣服を持たせ、履物を履かせて避難させる。	○揺れがおさまり次第、衣服を持ち、履物を履いて避難場所に避難する。建物には近づかない。

⑤休憩時

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
(教室) <授業中の教室の例に準ずる。> ●自由時間であるため、自分勝手な行動や混乱が一層起こりやすい。 ●教職員が近くにいないことがあるため、不安や恐怖を感じ、奇声を発したり、泣き叫んだりするなど、パニックになる児童や、勝手に帰宅する児童が出る。	○職員室にいる教職員は、校内放送等で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。 ○教職員は自分の学級（授業担当場所）に直行し、校舎内の児童を把握、避難場所に誘導する。 ○誘導した教職員は、他学年・他学級の児童について、避難場所で学級担任に引き渡す。	<授業中の教室の例に準じる。> ○校内放送・その他の指示を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。
(廊下) ●壁面にかけてある絵画や掲示板が落下する。 ●窓ガラスが破損し、飛散する。	○教職員は教室に直行し、校舎内の児童を把握、避難場所に誘導する。 ○被害状況に応じて、避難経路を判断しながら、児童を誘導する。	○校内放送・その他の指示を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○廊下は窓が多く、飛散したガラス片を被る可能性が高いことから、揺れがおさまるまで教室内の机の下にもぐり身を守る。
(階段) ●揺れで転倒する ●天井や壁が崩れたり、ガラスや蛍光灯が破損し、飛散したりする。	<授業中の教室の例に準ずる>	○校内放送・その他の指示を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○転落しないようにその場に伏せて、頭部を保護する。
(トイレ) ●戸や扉の開閉が困難になる。 ●天井や壁が崩れたり、ガラスや蛍光灯が破損し、飛散したりする。	<授業中の教室の例に準ずる> ○トイレ内に児童がいないかを確認する。	○校内放送・その他の指示を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○トイレ使用中は、急いで用をすまし、戸を開けて落下物に注意しながら揺れがおさまるまでじっとして動かずにいる。
(グラウンド) <授業中のグラウンドの例に準ずる。>	○校内放送での指示や直行した教職員の指示によりグラウンドの中央に児童を集め、避難させる。 ○状況に応じて安全な場所に避難させる。 ○学級に戻し、点呼をとり、児童を掌握する。	<授業中のグラウンドの例に準ずる。> ○校内放送・その他の指示を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。

⑥給食時

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●食器・食缶の落下により、熱い食べ物等が飛散して火傷をする。 ●多数の児童がパニック状態に陥ったために、配膳された給食をひっくり返し、熱い食べ物等が飛散して多くの児童が火傷を負うなどの二次災害を引き起こす。	○食缶を給食配膳室から教室に移動する際や教室での配膳中は、直ちに作業を取りやめさせる。 ○児童がパニックを起こした際に、素早く的確な指示を出し、二次災害を防ぐ。	○作業を取りやめ、熱い食べ物が入った食缶から離れる。 ○教室の自席の上に配膳された給食がある場合は、机の下に潜らず、廊下に出て窓ガラスから離れ、身を低くして待機する。

⑦その他

特別支援学級の児童及びその他支援を必要とする児童について、持っている障害や支援すべき内容を事前に全教職員で共通理解しておき、災害時に対応できるようにする。

(4) 津波への具体的な対応 ※津波警報が解除されるまでは引き渡しは行わない

地震の対応を基本とするが、津波警報の発令や地震規模により津波対応を行う。

①グラウンドに避難した後に、津波警報が発令されたとき

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●多数の児童がパニック状態に陥り、泣き叫ぶ。その場から逃げ出す児童が現れる。	○警報発令が予想された時点で旧校舎昇降口を開け、非常時に備える。 ○毅然として構え、旧校舎3階へ避難するよう指示を出し、引率する。	○静かに教師の指示を守り、列を崩さず移動する。泣く子や動かない子は周囲が支える。 ○教師の指示をしっかりと聞き、避難を行う。 ○決められた場所で静かに待機する。

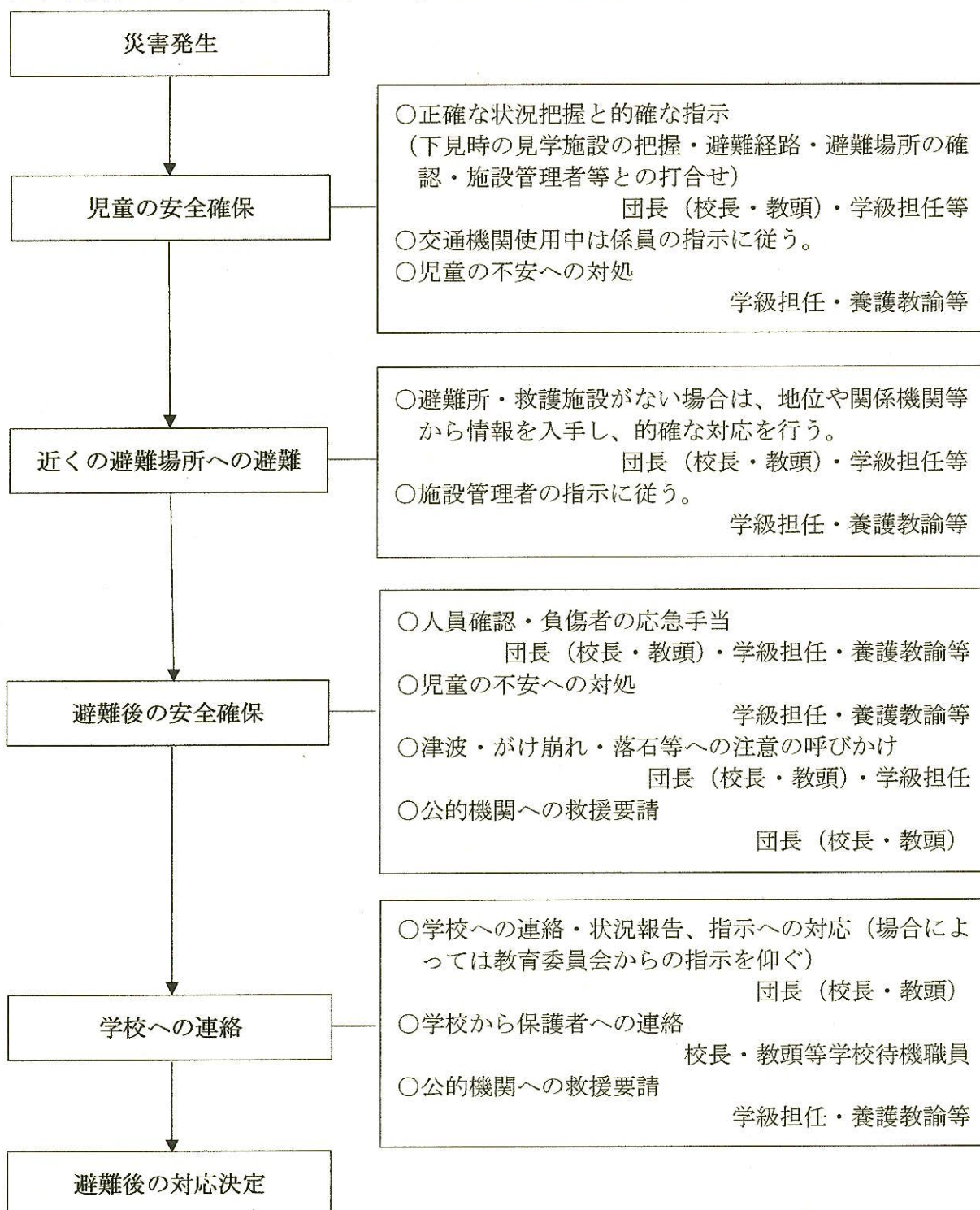
②大きな地震があり、津波警報を待たずに階上へ避難する必要があると判断したとき

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●多数の児童がパニック状態に陥り、泣き叫ぶ。その場から逃げ出す児童が現れる。	○大きな地震が起こった時点で旧校舎昇降口を開け、非常時に備える。 ○揺れがおさまってから旧校舎への避難を指示する。 ○毅然として構え、旧校舎3階へ避難するよう指示を出し、引率する。 ○教務主任が校舎を見に行く。グラウンドは校長、教頭が対応する。	○静かに教師の指示を守り、列を崩さず移動する。泣く子や動かない子は周囲が支える。 ○教師の指示をしっかりと聞き、避難を行う。 ○決められた場所で静かに待機する。

7 校外教育活動中の対応（地震）

（1）災害発生時の基本対応手順

【校外施設の避難指示に従う】



※県外での活動中、県内で災害等が発生した場合の対応

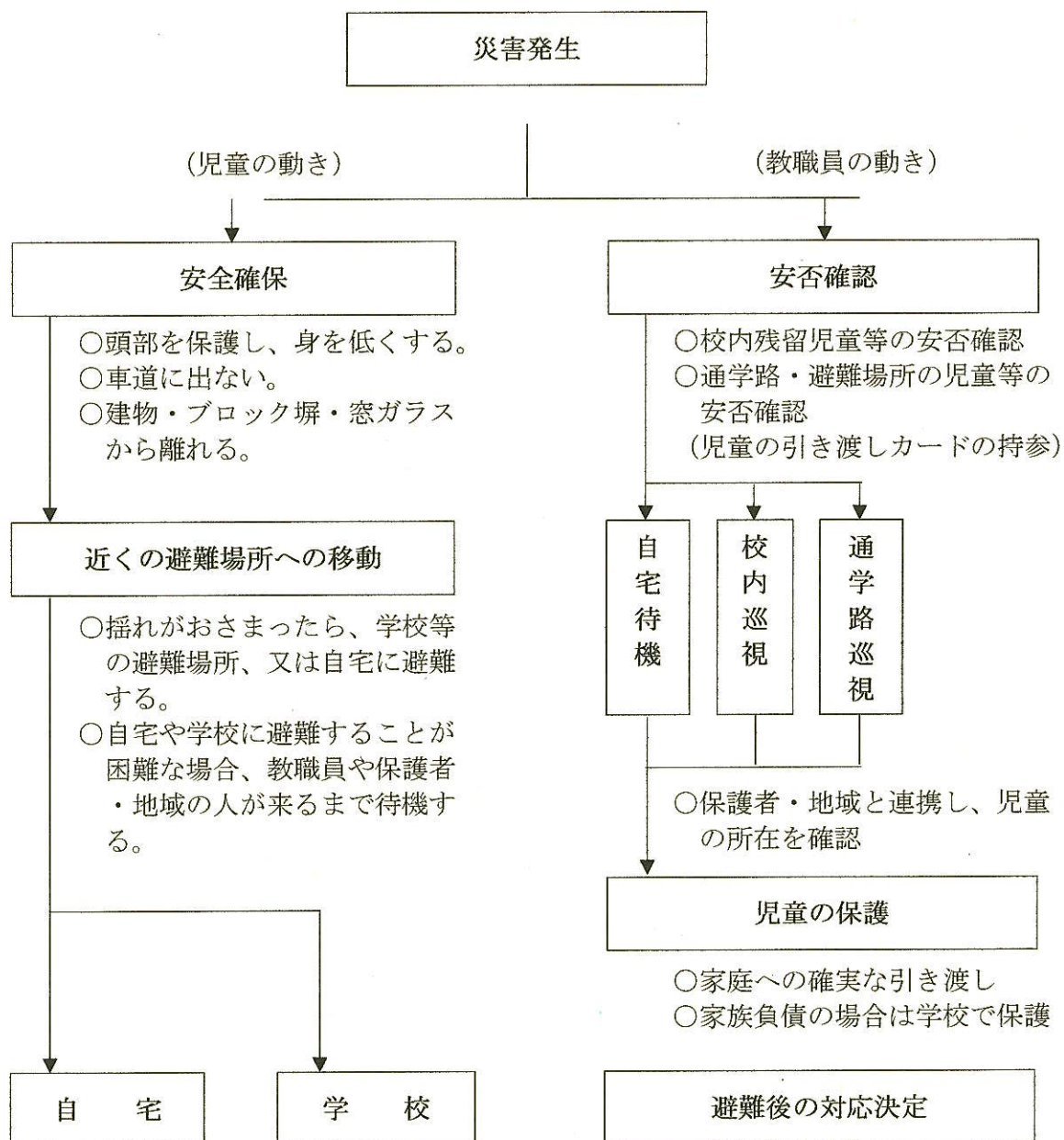
- ・災害の規模、被災状況等の情報収集・・・・・・・・・・団長・学級担任等
- ・学校又は教育委員会への連絡・指示への対応・・・・・・・・団長・学級担任等
- ・関係機関（幹旋旅行業者）との連携・・・・・・・・・・団長・学級担任等
- ・児童の不安への対処・・・・・・・・・・団長・学級担任・養護教諭等

(2) 被災時の具体的な対応

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
(交通機関) ●車両の脱線 ●船舶の転覆 ●高速道路の崩落	○交通機関利用の際には、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。 ○電車・バス等の乗車中は、非常ドアを確認し、脱出口を確保する。	○電車やバスの車掌・運転手・係員等の指示に従う。 ○教職員の指示に従う。
(見学地) ●建物の外壁、瓦・ネオンサイン等の落下 ●看板・ブロック塀等の倒壊 ●ガラス破片の飛散 ●電線の垂れ下がり ●ガソリンスタンド・自動車の爆発や火災 ●海岸での津波 ●河川の堤防の決壊 ●浸水による水害 ●埋立地の液状化と建物の崩壊 ●山間部のがけ崩れ ※地理的に不慣れなことから不安になったり、デマ等に惑わされたりするなど、心理的な動揺を起こしやすい。	○室内にいる場合は、危険物やガラス窓から離れさせるとともに、身を低くさせ、両手で頭部を保護させる。 ○屋外にいる場合は、建物や塀等から離れさせるとともに、身を低くさせ、両手で頭部を保護させる。 ○点呼等による人員の確認をし、児童を掌握する。 ○見学地に係員がいる場合は、その指示に従い、協力して誘導にあたる。 ※事前に見学地等の下見で、避難経路や避難所の確認をしておく。	○教職員から離れず、集団で行動する。 ○落下物から身を守る。 ○狭い場所や道路では、落下や倒壊に注意し、素早く広い場所に避難する。 ○倒壊現場や火災現場から離れる。 ○河川や海岸では、津波の危険性があるので近づかず、できるだけ早く高台に避難する。
(宿泊場所) ●宿泊場所内での壁や照明等の落下、ガラス破片の飛散、建物の倒壊。 ●火災発生 ●停電 ※夜間の睡眠中や停電の際には、場所が不慣れなことから混乱が起きやすい。特に夜間は一層不安や恐怖心をもちやすい。	○館内放送の指示に従い、協力して誘導にあたる。 ○館内放送や係員の指示がない場合は、事前に分担してある各室に拡声器やメガホンで明確な指示を出し、避難場所に誘導する。停電の際には、落ち着いて身を守るように指示する。 ※事前に宿泊場所の構造や避難経路、避難所の確認をしておく。	○室内で身を守る。 ・ベッドや机の下に潜る。 ・布団等で頭部を守る。 ○館内放送や教職員の指示に従う。教職員が近くにいる場合は、班長の指示で行動する。 ○教職員の指示に従い、「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を守る。 ○避難場所では、班長は人員確認をし、報告する。

8 登下校中の対応（地震）

（１）災害発生時の基本対応手順



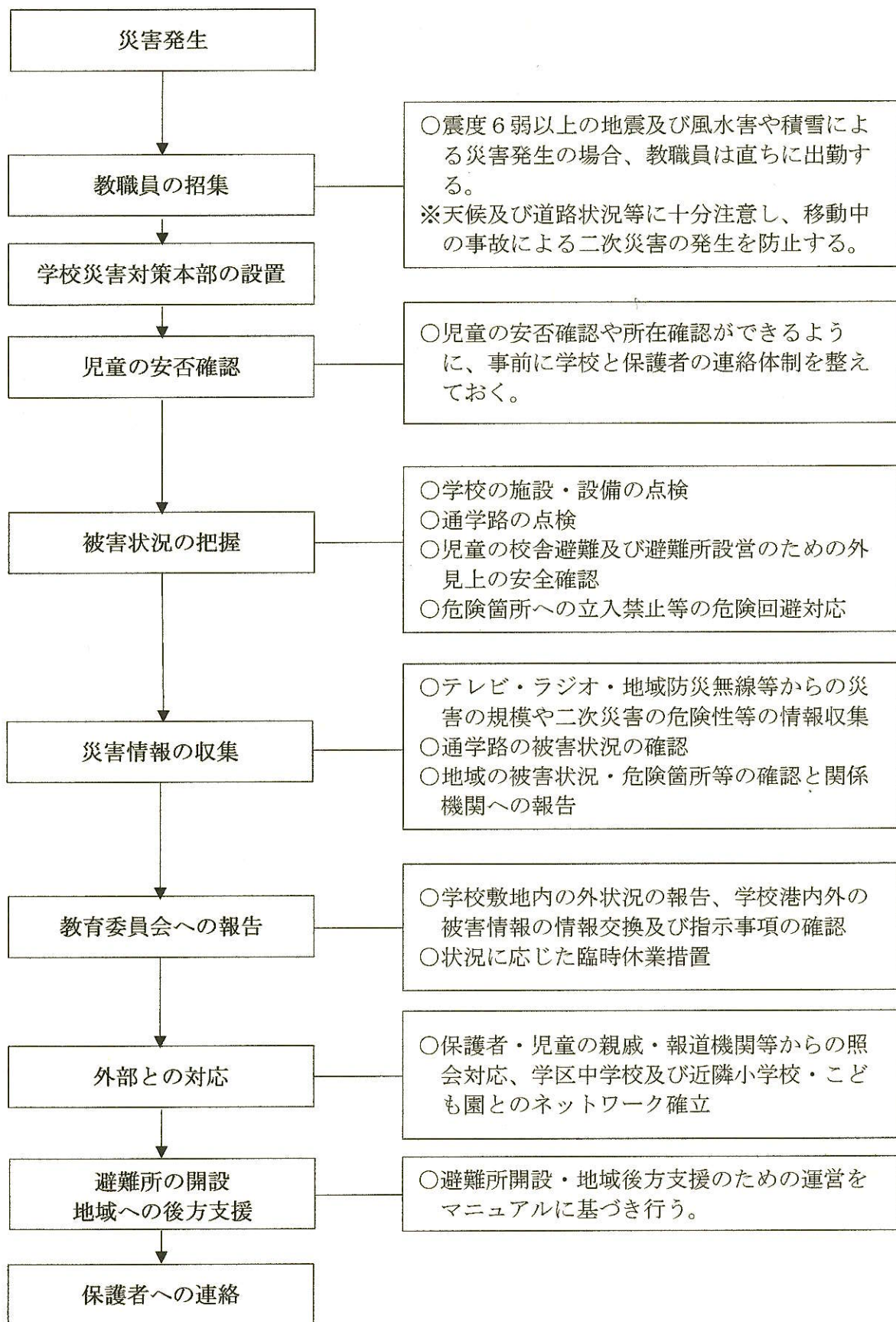
※状況に応じた対応（児童の安全確保のために学校・保護者・地域との連携）ができるように事前に協議しておく。（PTA役員会やミニ集会等で協議し、保護者会で周知）

(2) 被災時の具体的な対応

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●強い揺れのために立っていることも、歩いていることも、自転車に乗っていることもできない。 ●建物・電柱等が倒壊し、電線が垂れ下がる。 ●瓦・外壁・看板等が落下したり、破損ガラス等が飛散したりする。 ●ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ●建物の傾斜や倒壊、道路の陥没が起きる。 ●山崩れ・がけ崩れが起きる。 ●海岸部では津波が起きる。 ●道路の陥没や地割れにより都市ガスやプロパンガスが流れ出す。また、ガスに引火し、火災や爆発が起きる。 ※児童は教職員など指導者や大人がいない場合、不安や恐怖でどう行動してよいかわからなくなり、パニックを起こして危険な行動をとることが予想される。	○できるだけ早く、児童の安否確認を行う。 ・地区ごとの訪問による安否確認 ・家庭や保護者連絡による安否確認 ※教職員で事前に安否確認のための役割分担を行っておくとともに、各家庭の確実に連絡の取れる緊急連絡先・避難所・避難経路をあらかじめ調査しておく。 ※登下校中に災害が発生した場合には、自宅か学校のいずれか近いほうに向かい、避難するように、事前に指導しておく。 ※高月間を利用している児童には、係員の指示に従うように事前に指導しておく。	○揺れている際、徒歩通学者はカバン等で頭部を保護して身を低くする。 ○動くことができれば、狭い路地を避けながら、樹木の下に避難する。また、建物の多い場所では、瓦・外壁・看板等の落下、破損ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等を避けるために建物から離れ、避難する。 ○海岸や河川等、津波の危険がある場所から離れる。 ○崖等、土砂崩れの危険のある場所から離れる。 ○橋の上等、崩落の危険のある場所から離れる。 ○火災が起こっている場所から離れる。 ○揺れがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校のいずれか近いほうに向かい、避難する。 ○学校と連絡を取り、状況を報告する。 ※避難する場所を事前に家族と決めておく。

9 休業中の対応（地震・風水害・積雪）

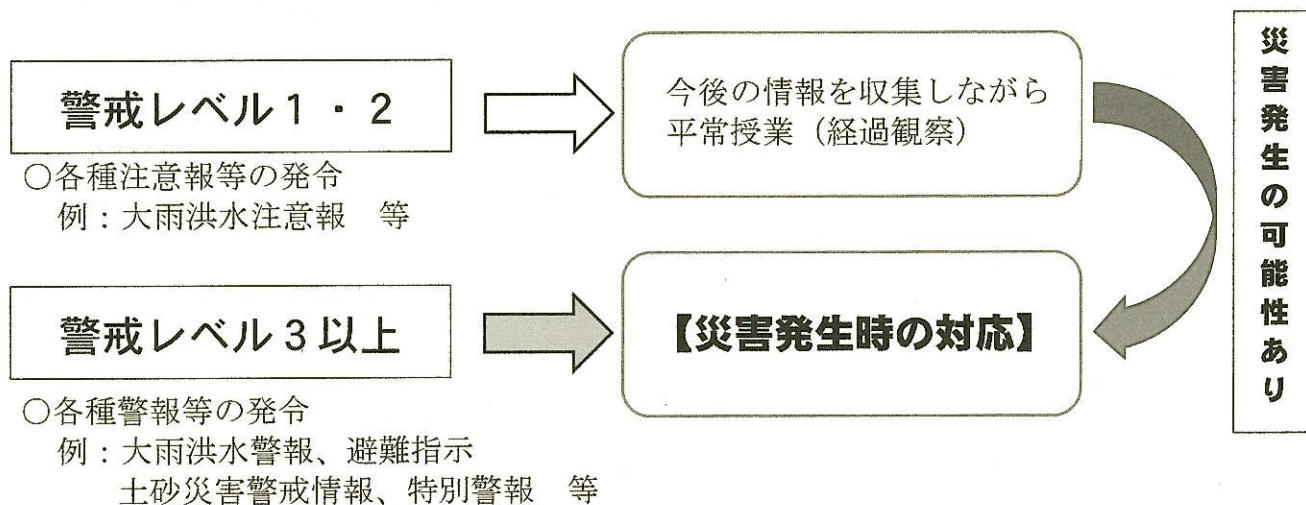
（１）災害発生時の基本対応手順



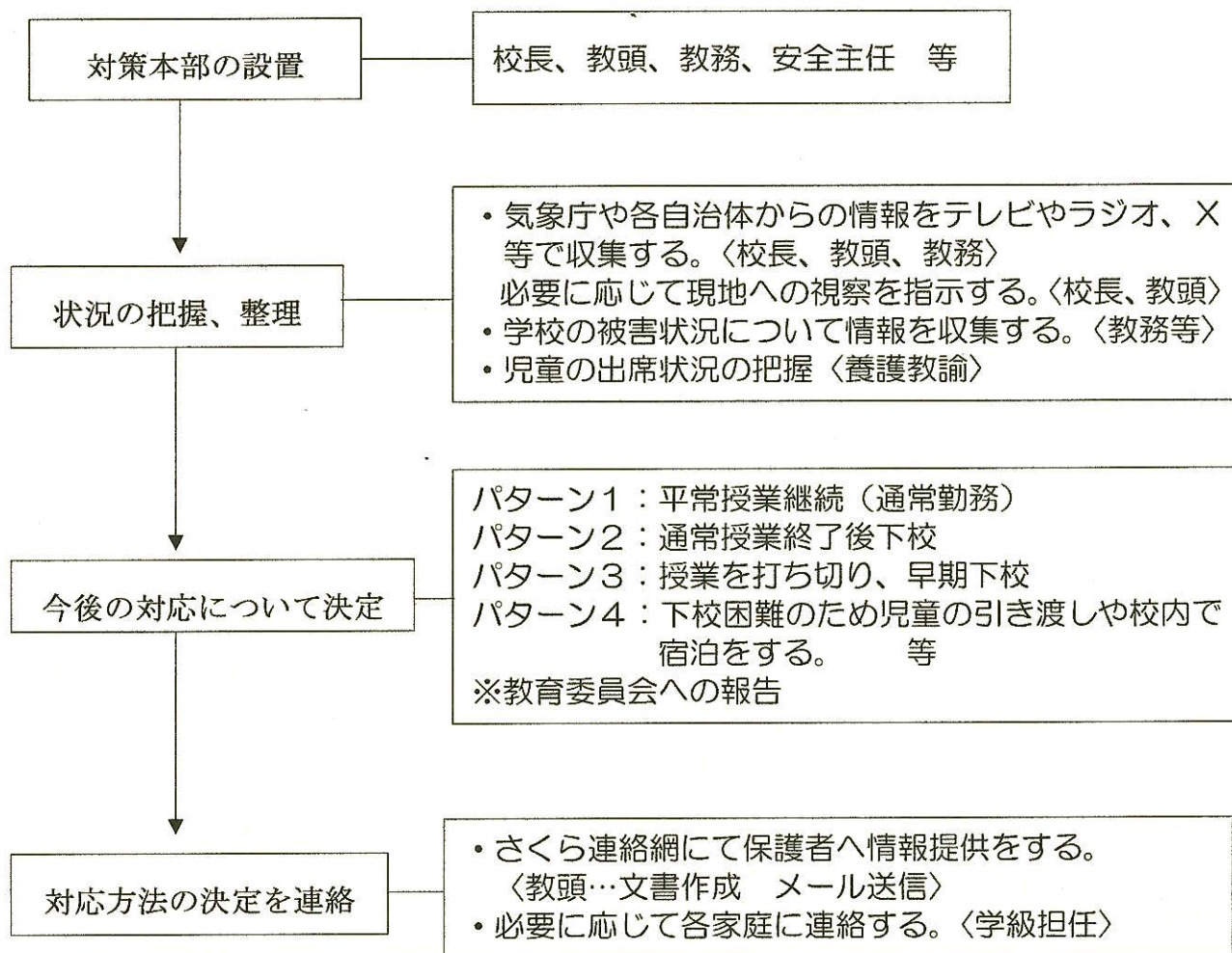
10 大雨・洪水発生時対応マニュアル

(1) 対応の基本

- ・ 気象災害が発生した場合には、刻々と変化する気象状況への対応に遅れがないように対処する。
- ・ 気象庁や各自治体が発表する災害情報や周辺の状況を鑑みながら対応する。
※気象庁から発表される「災害警戒レベル」を基準として以下のような対応をとる。



(2) 災害発生時の対応



【参考資料】

(1) 災害に対する学校の対応についての事前の配信文書（例）

風水害等（台風）関係

※ 令和4年度以降は、さくら連絡網で文書配信を行う。

令和○年○○月○○日

保護者 様

山武市立鳴浜小学校

校長 ○○ ○○

警報発令時の対応について（お願い）

○○の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校教育活動に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、台風○○号の接近に伴い、本日の夜から明朝にかけて天候が荒れる可能性があります。また、今後も台風の接近や上陸、その他の自然災害の発生が予想され、お子様の登校の際の安全が心配されます。

そこで、警報が発令された場合、下記のように対応いたしますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 原則として自宅待機となる場合

一朝6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に一

○警報に「暴風」、「大雨」、「洪水」が含まれる場合

（例）「大雨・洪水警報」、「暴風・波浪警報」等

2 登校となる場合

一朝6時の天気予報で、千葉県北東部又は山武地域に一

○警報に「暴風」、「大雨」、「洪水」が含まれていない場合

（例）「波浪警報」等

3 その他

○上記以外の場合でも、特に風雨がひどい場合や河川の氾濫、崖崩れ等で登校が困難な場合には、保護者の判断で登校を見合わせるなど、安全への配慮をお願いします。

○「自宅待機」となった場合は、家庭で自習をするなどの指導をお願いします。 ○悪天候により登校を見合わせたり、自宅待機の場合は遅刻扱いにはなりませんので、御承知ください。

○地域によっては、河川の増水・氾濫や崖崩れ等も予想されるので、危険な場所へ立ち入らないようお願いします。

○「警報」解除後の登校については、学校メールでお知らせします。

1 1 学校での宿泊を伴う場合の基本的な対応

(児童引渡し・帰宅困難児童対応マニュアル)

1 引き渡しの概要

(1) 引き渡しの判断

震度5強 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。遅くなっても保護者が引き取りにくるまでは、児童を学校待機させる。

震度4以下 原則として下校させる。保護者が帰宅できない場合や事前に保護者から届けがある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

(2) 引き渡しにあたって、児童の安全を最優先するために以下の点に注意する。

①津波の情報が入った場合は保護者に対しても情報を提供し、児童を引き渡さないことも考えられる。

②家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童については、学校に留めることを事前に協議・確認する。

③校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認を行う。

(3) 学校に待機させる場合の留意点（帰宅困難児童への対応）

①不安を訴える児童に対して、心のケアできるように心の教室相談員や学校医等と連携を図る。

②待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応がとれるようにする。

(4) 引き渡しの手順

①校内での引き渡し

【管理職】

→引き渡し場所の決定・・・引き渡し場所は体育館、各教室、校庭等状況に応じて判断

→保護者を誘導・・・駐車場、駐輪場の案内、引き渡し場所へ誘導

→引き渡しの方法を説明・・・連絡事項も含めて説明

→引き渡し状況の把握

→市教委へ報告

【学級担任】

→引き渡しカード準備

→児童を待機場所へ

→引き渡し・・・①カードを持参していない場合、保護者と事前にルールを決めておき、当日混乱のないようにする。

②保護者が持参した引き渡しカードと学校保管用の引き渡しカードの内容を照合し、保護者または代理人であることを確認する

→連絡先の確認・・・帰宅後の連絡先がカードの連絡先と同じかどうか確認して自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を確認する。

→名簿にチェック

→管理職に報告

→残った児童の保護・・・引き渡しがいづ頃になるか保護者との連絡をとる。帰宅のめどが立たない児童については担任や養護教諭が寄り添う。引き渡しのできない場合は学校に宿泊させる。

②校外での引き渡し

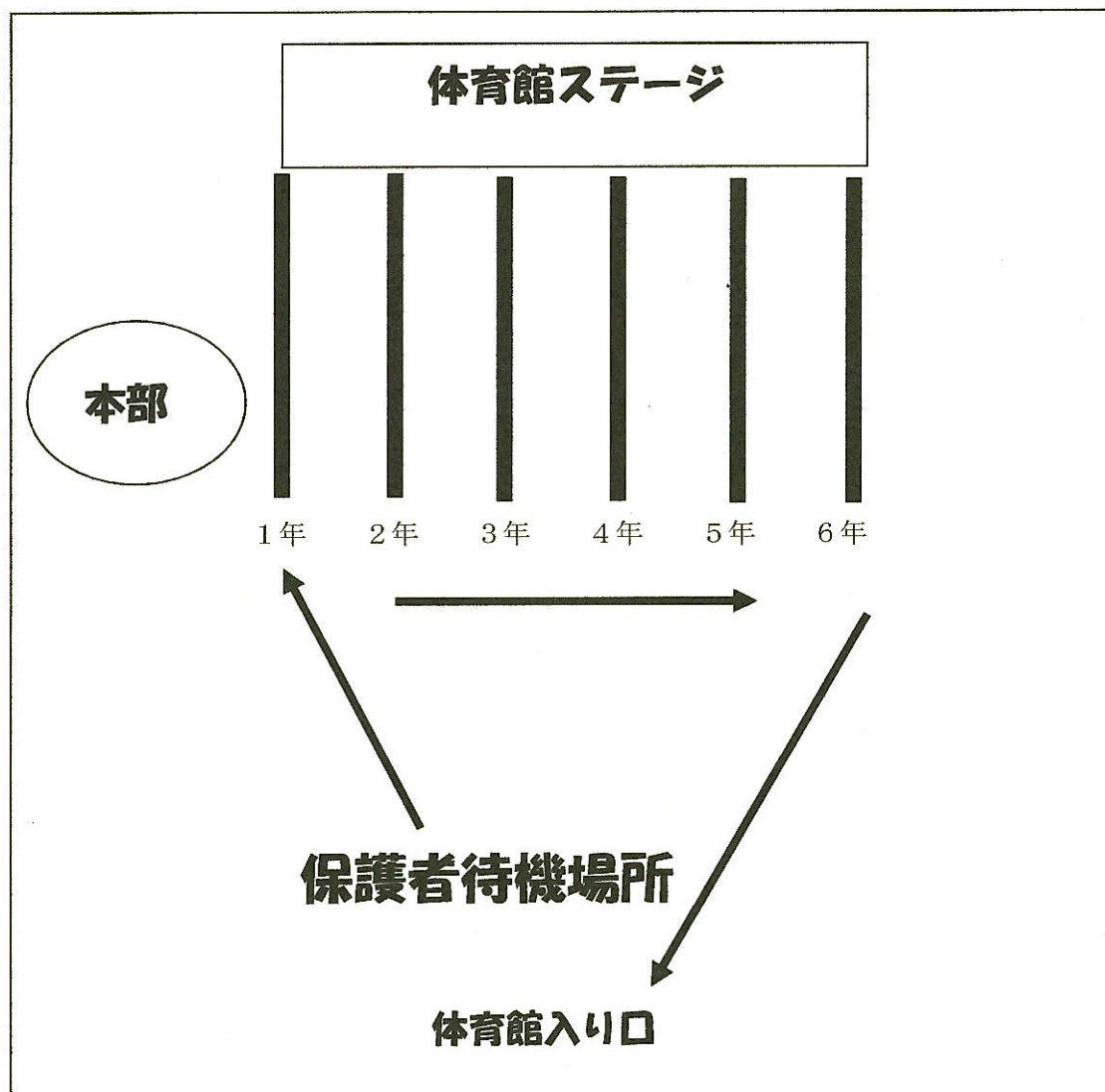
【指導者】

→引き渡しが可能かどうか判断する・・・二次災害の危険の有無等

→学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合、どちらが安全かを判断する。

→現地で引き渡す場合は、学校と連絡を取り、保護者に引き取りに来てもらう。方法は校内の引き渡しと同様にする。

(5) 保護者引渡し場所見取り図



2 帰宅困難児童への対応に向けて

(1) 宿泊対応を行う条件

- ・自然災害により、帰宅が困難と本部が判断した場合。また、保護者が向かえに来られない場合。
- ・近隣住民が、災害により本校へ避難してきた場合。

【具体例】

学校及び学区内で浸水している箇所がある場合や浸水が予想される場合は、原則、警報が解除され、安全が確認されるまで引き渡しはせず、児童は学校の安全な場所で保護をする。道路等の通行の安全が確認されしだい、引き渡しの連絡をする。

(2) 宿泊の備え

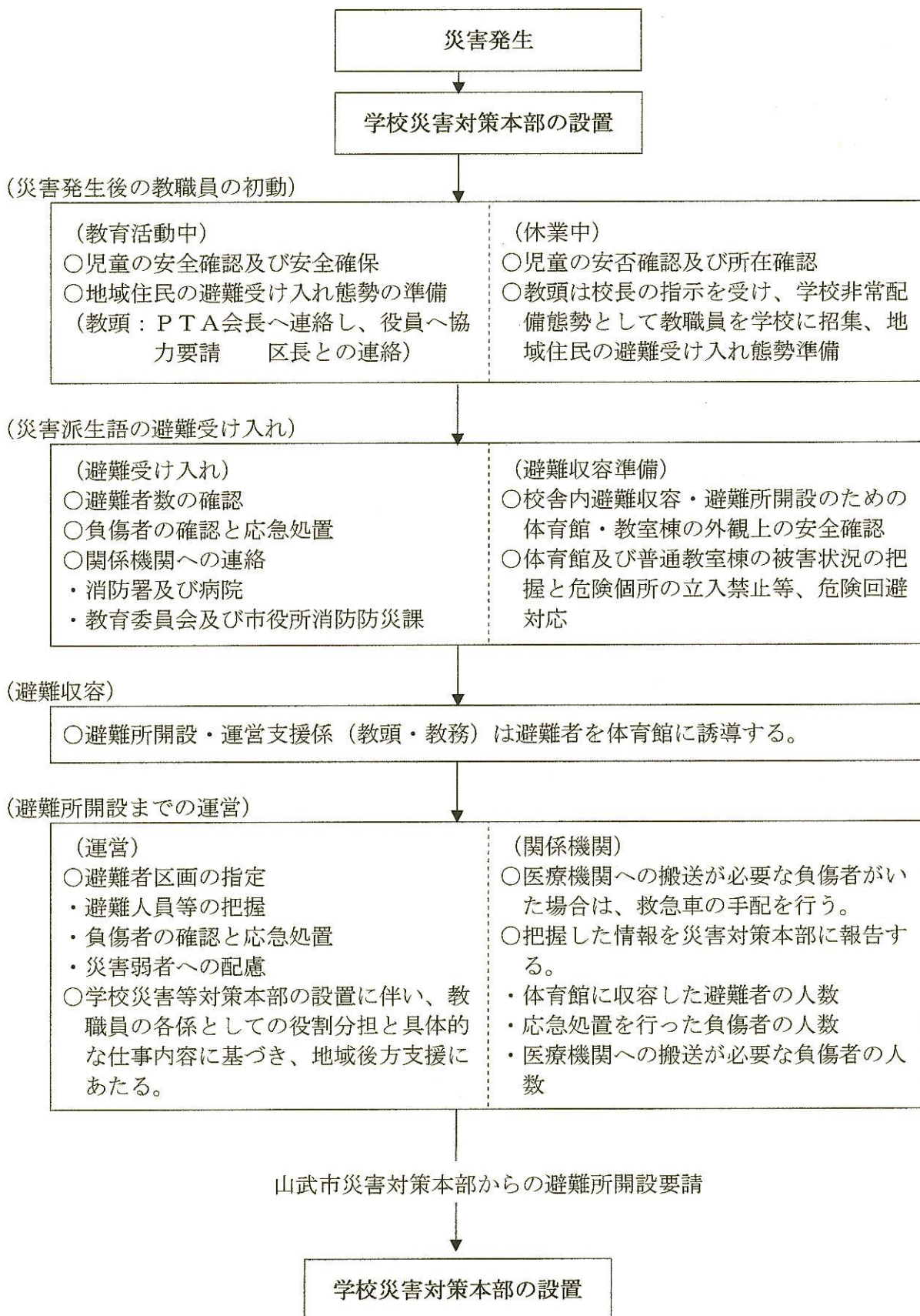
- 児童非常食 ・水 500ml ペットボトル 2本
 ・非常食（ビスケット、乾パン等、調理不要で長期間常温保存可能なもの）
 ※年度末に一旦持ち帰り、保護者が中身を確認する。
- 保管場所 ・平常時は旧校舎3階の図工準備室に保管する。

【学校で管理している物品一覧（避難所開設と同様）】

No	区 分	物 資 等	現有数量等	保管場所
1	食料品類	①保存食（1食分） ②飲料水（500ml×2）	児童職員人数分 児童職員人数分	図工準備室 図工準備室
2	医療品類	①AED ②担架 ③救急箱	1 2 7	職員室前廊下 保健室前廊下 保健室
3	救助備品	①のこぎり ②軍手・皮手袋 ③工具セット ④バール ⑤コードリール	13 13 1 1 3	男子職員更衣室 職員室 男子職員更衣室 男子職員更衣室 放送室
4	寝 具 類	①毛布 ②布団 ③枕	4 3 2	保健室 保健室 保健室
5	災害備品	①ラジオ ②ハンドマイク ③懐中電灯 ④バリケード ⑥ロープ ⑦粘着テープ	1 1 4 1 6 5	学習室5 学習室5 職員室 更衣室 体育倉庫 職員室
6	そ の 他 生活必需品	①ガソリン・混合ガソリン ②ストーブ ③大型扇風機	各20L程度 4 3	灯油庫 体育館控室 学習室5
7	そ の 他	①マニュアル類 ②学校施設配置図 ③関係機関連絡先 ④児童名簿 ⑤引渡しカード ⑥緊急活動記録日誌	1 1 1 1 児童数 1	職員室 印刷室 職員室 職員室 職員室 職員室

1 2 避難所開設・運営支援マニュアル（自然災害）

（1）災害発生後から避難所開設までの対応手順



(2) 避難所における学校施設の利用計画（消防防災課との協議により決定）

No	利 用 目 的	利 用 予 定 場 所
1	一般避難所	体育館
2	救護室	管理棟 1 階：保健室
3	授乳室	体育館放送室
4	福祉避難室	旧校舎 1 階：学習室 2 体育館控室（車椅子）
5	ペット飼育	旧校舎 3 階：階段スペース
6	隔離室（感染症対策）	旧校舎 3 階：学習室 5、図工室
7	受 付	体育館：玄関ホール

※津波警報が発令された場合は、警報が解除されるまで旧校舎 3 階に避難する。

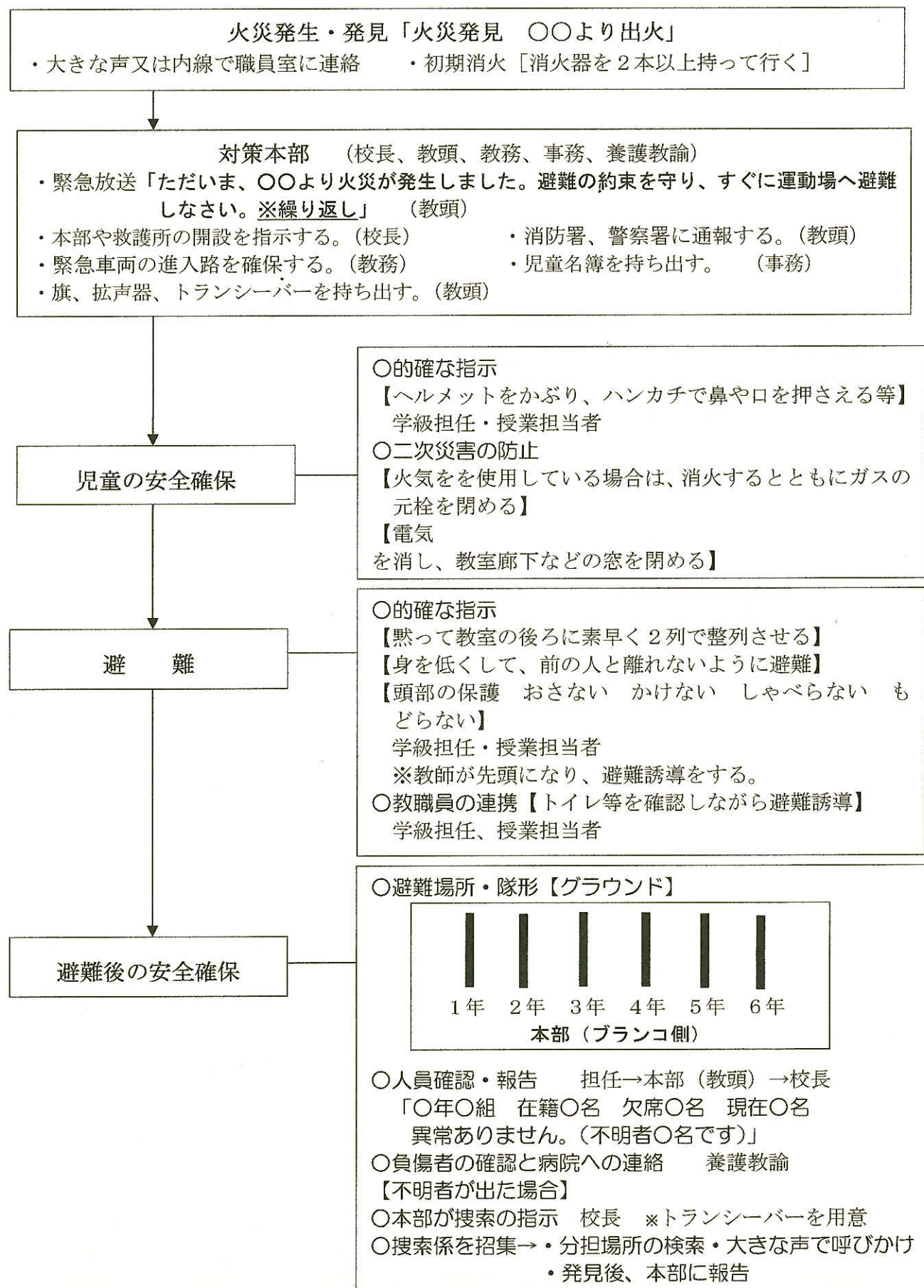
(3) 備蓄の必要な災害救援物資等（防災倉庫内の物品は消防防災課で管理）

【学校で管理している物品一覧】

No	区 分	物 資 等	現有数量等	保管場所
1	食料品類	①保存食（1 食分） ②飲料水（500ml×2）	児童職員人数分 児童職員人数分	図工準備室 図工準備室
2	医療品類	①AED ②担架 ③救急箱	1 2 7	職員室前廊下 保健室前廊下 保健室
3	救助備品	①のこぎり ②軍手・皮手袋 ③工具セット ④バール ⑤コードリール	1 3 1 3 1 1 3	男子職員更衣室 職員室 男子職員更衣室 男子職員更衣室 放送室
4	寝 具 類	①毛布 ②布団 ③枕	4 3 2	保健室 保健室 保健室
5	災害備品	①ラジオ ②ハンドマイク ③懐中電灯 ④バリケード ⑥ロープ ⑦粘着テープ	1 1 4 1 6 5	学習室 5 学習室 5 職員室 更衣室 体育倉庫 職員室
6	そ の 他 生活必需品	①ガソリン・混合ガソリン ②ストーブ ③大型扇風機	各 2 0 L 程度 4 3	灯油庫 体育館控室 学習室 5
7	そ の 他	①マニュアル類 ②学校施設配置図 ③関係機関連絡先 ④児童名簿 ⑤引渡しカード ⑥緊急活動記録日誌	1 1 1 1 児童数 1	職員室 印刷室 職員室 職員室 職員室 職員室

1 3 火災発生時対応マニュアル

(1) 災害発生時の基本対応手順



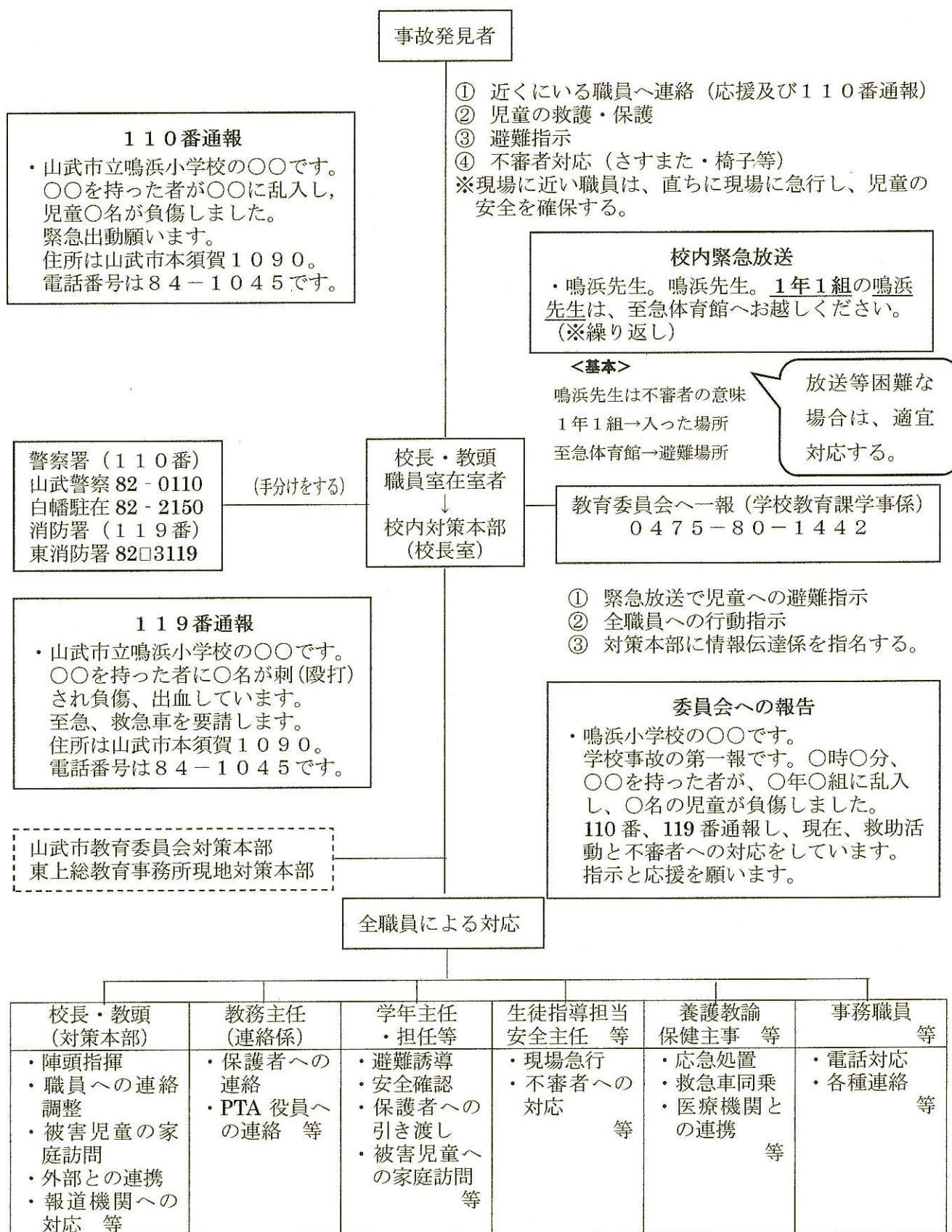
(2) 火災発生時係分担

係	担当者	仕 事 の 内 容
本 部	校 長 教 頭	対策の決定をし、指示を出す。人員の報告を受ける。 本部の旗とメガホンを持ちだし、本部を設営する。
放 送	教 頭	緊急放送にて、地震の報告・避難の指示をする。
消 火	教 務	火災が発生した場合、現場の初期消火に当たる。
搬 出	事 務	耐火金庫以外の重要書類と児童名簿を持ち出す。
救 護	養 護	救急用品を搬出し、救護所を開設する。
児 童	学級担任	児童を掌握し、本部に人員を報告する。
検 索	A B	本部の指示に従い、残留者を検索する。 A・・・旧館 B・・・新館

(3) その他

- ・日頃①校内放送を黙って聞く態度 ②火災が起きた時の対応 ③避難の仕方 を学級で指導する。
- ・ハンカチは常にポケットに入れておくように指導する。
- ・4月の避難訓練等でヘルメットの使用についての指導をする。(帰りの会で何度も練習をする。)

児童の安全確保に関する緊急マニュアル (不審者等の侵入による事故発生)



担任学級の児童の安全確保（被害防止・避難指示）を的確に行う。

緊急連絡

【警察】 1 1 0 番（テルウェル非常通報ボタン）

山武警察署 8 2 - 0 1 1 0

白幡駐在所 8 2 - 4 1 5 0

- ・ 山武市立鳴浜小学校です。
- ・ ○○を持った者が、○○に乱入しました。
- ・ 状況は、○○です。
- ・ 緊急出動をお願いします。

【消防署】 1 1 9 番 東消防署 8 2 - 3 1 1 9

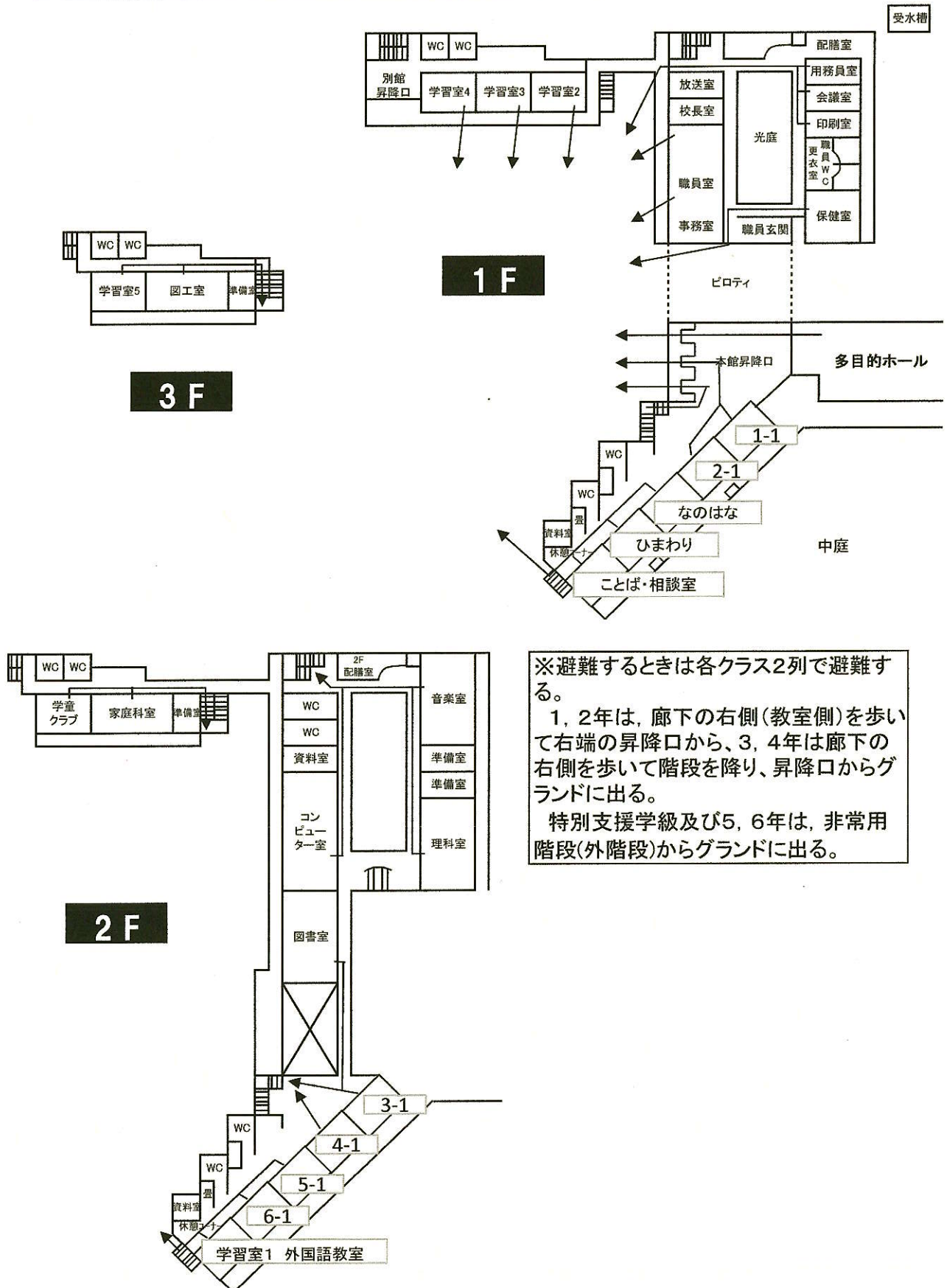
指令課 5 5 - 0 1 1 9

- ・ 山武市立鳴浜小学校です。
- ・ ○○を持った者が、○○に乱入しました。
- ・ けが人の状況は、○○です。
- ・ 至急救急車を要請します。

【教育委員会】 8 0 - 1 4 4 3

- ・ 山武市立鳴浜小学校です。
- ・ ○○を持った者が、○○に乱入しました。
- ・ 状況は、○○です。
- ・ 1 1 0 番と1 1 9 番通報し、現在救助活動と不審者への対応をしています。
- ・ 指示と応援をお願いします。

避難経路図(火災・地震2次避難) 校内図

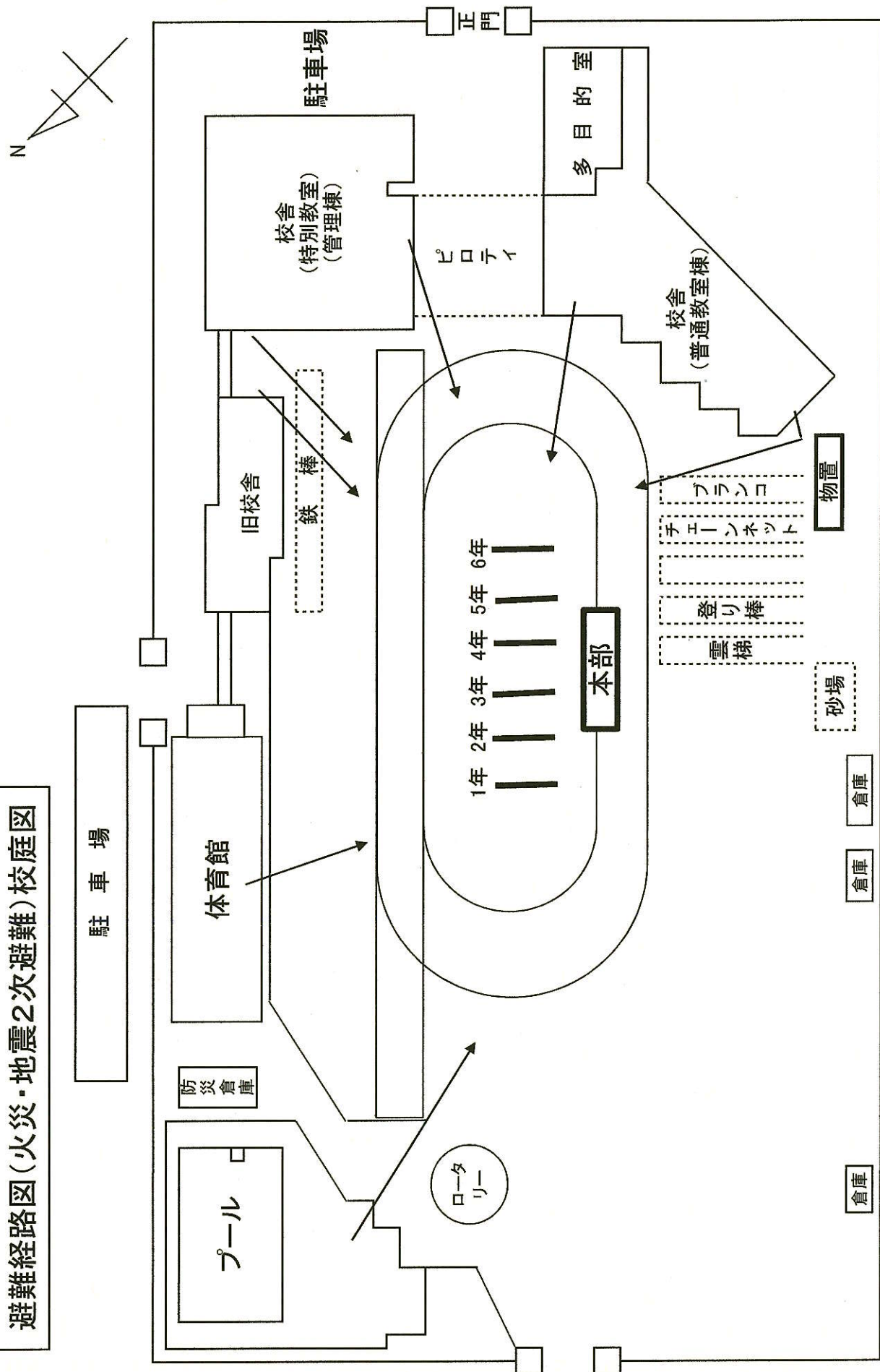


※避難するときは各クラス2列で避難する。

1, 2年は、廊下の右側(教室側)を歩いて右端の昇降口から、3, 4年は廊下の右側を歩いて階段を降り、昇降口からグラウンドに出る。

特別支援学級及び5, 6年は、非常用階段(外階段)からグラウンドに出る。

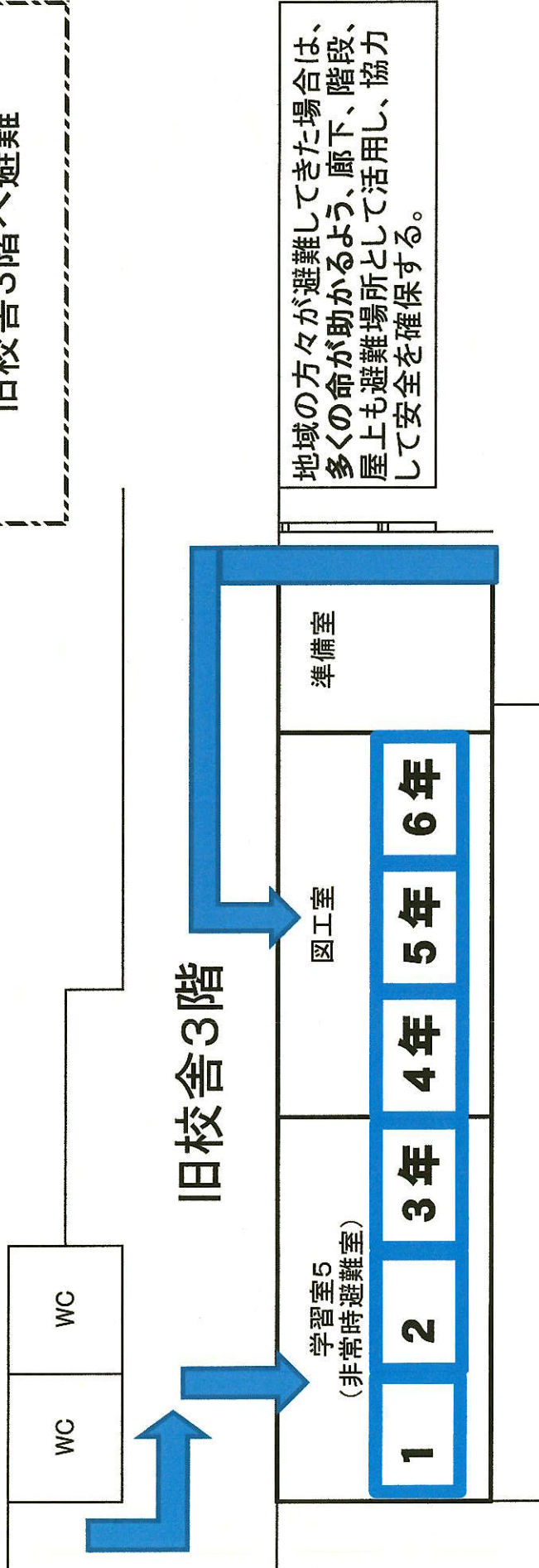
避難経路図(火災・地震2次避難)校庭図





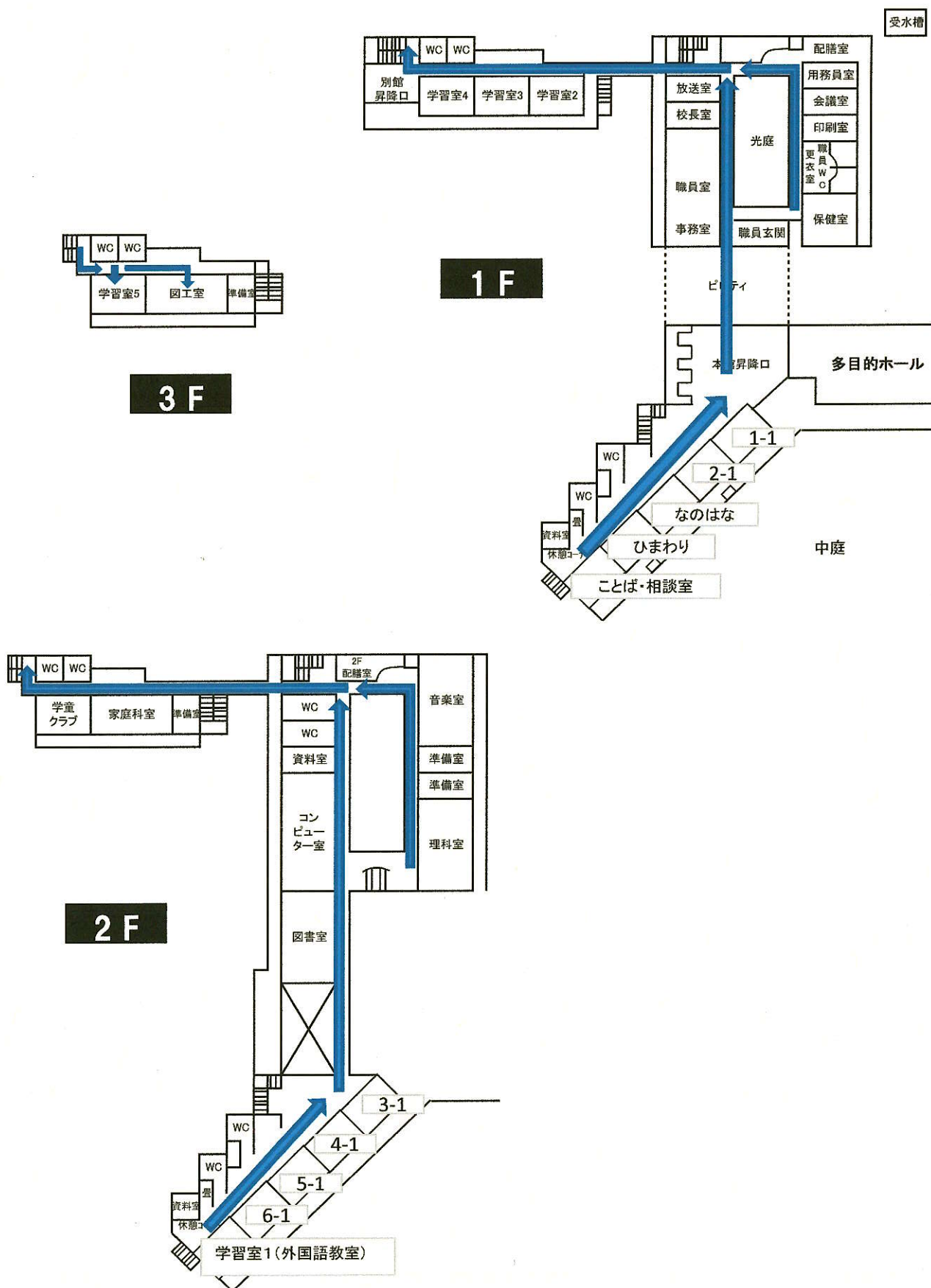
1次避難(教室机の下)→2次避難(校庭)→3次避難(旧校舎3階)

第3次避難 津波警報発令時
旧校舎3階へ避難

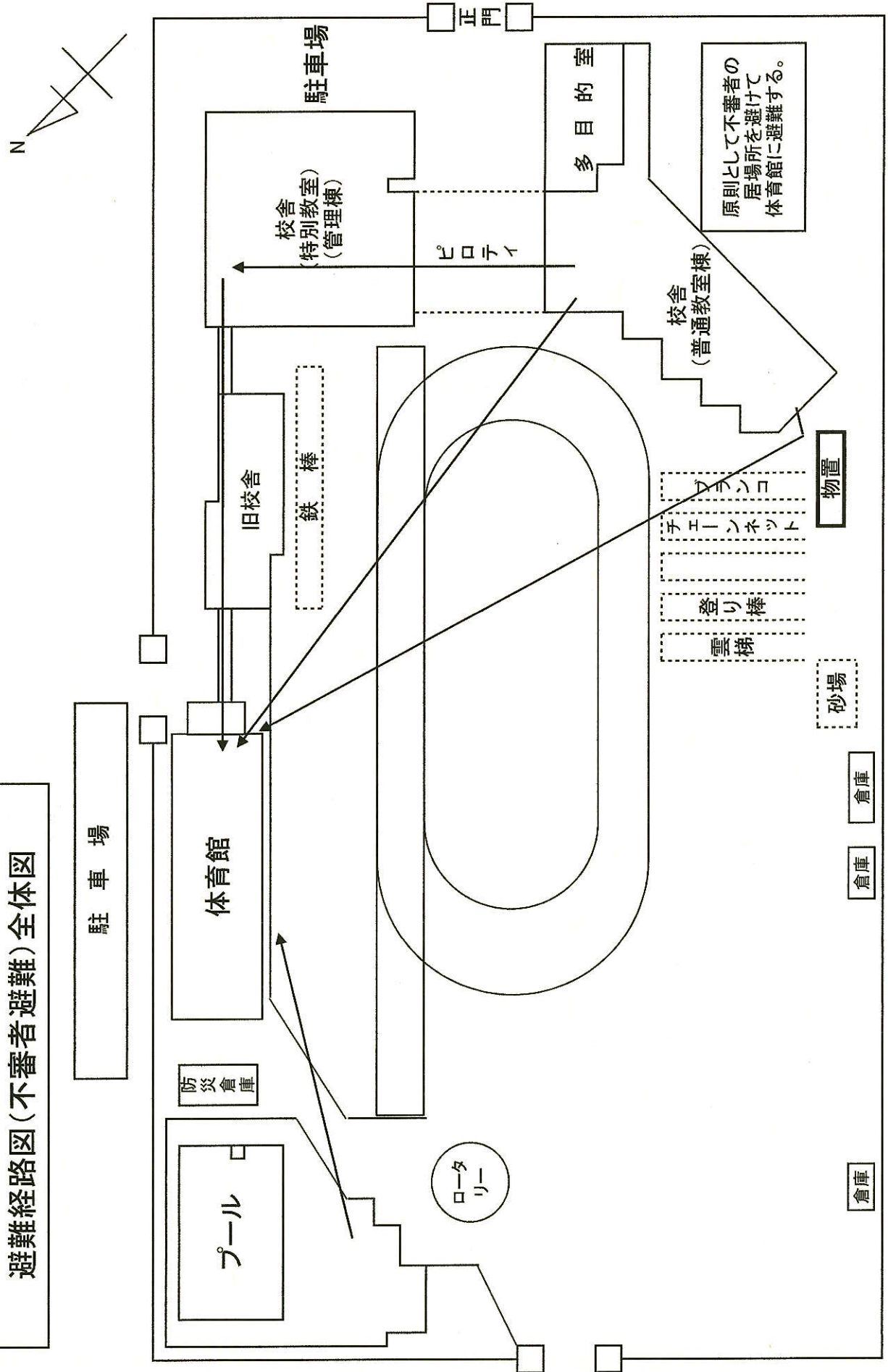


3 F

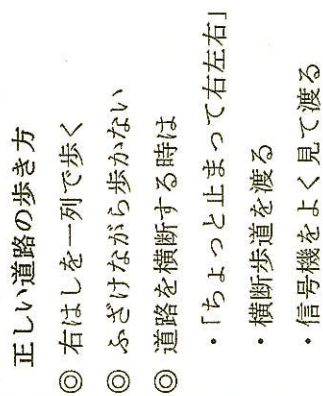
避難経路図(校舎内から直接3次避難)



避難経路図(不審者避難)全体図



危險場所



- ・倒れやすいものやブロックべい、建物から離れる。
- ・頭をランドセルで守り、身を低くする。

津波警報が出されたとき

- ・学校の旧校舎まで走る。
- ・白幡方面は、3階以上の建物を探し走る。

令和7年度 学校安全指導計画

1 安全指導の目的

日常生活における安全のために必要な事柄を理解させ、自他の生命を尊重し安全な生活を営むことのできる態度や能力を養う。

- (1) 進んできまりを守り、安全に行動できる能力や態度を養う。
- (2) 潜在危険を予測し、正しい判断のもとに安全な対処行動をとることができる。
- (3) 自他の生命を尊重し、学校や家庭及び社会の安全に役立つことができる。

2 安全指導の内容

児童が安全な生活を営むための態度や能力を身につけていくためには、交通安全のみならず、それ以外の生活全般にわたる安全の問題についても取り上げ、適切な指導を行うことが重要になってくる。しかも、交通安全以外の生活安全は、児童の遊びや学習など日常の生活に密着していて、極めて身近なものであり、生活安全の基本となすものである。それゆえに、安全指導の内容としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から考えることが必要である。

(1) 生活安全に関する内容

①始業前、放課後等休み時間の安全

- ・教室、廊下、階段、トイレ、手洗い場、体育館、運動場、昇降口、ベランダなどでの過ごし方

②体育科および理科、図工等教科の安全

- ・固定遊具、移動教具などの使い方
- ・理科の実験での薬品や実験道具の使用法
- ・教具とその操作（鉛筆、小刀や彫刻刀などの刃物、画板やその他の教具、教材）

③校外学習や修学旅行等の安全

- ・校外学習、修学旅行、見学などでの安全確認

④清掃活動等作業時の安全

- ・日常の清掃及び大掃除、給食（運搬、配膳等）での道具の使い方の指導 など

⑤遊びや運動時の安全

- ・路上での遊び、危険な物品での遊び、遊びの種類と遊び場

⑥家庭生活の安全

- ・住まいの危険、手伝い（清掃、運搬、家事労働）

⑦登下校の安全

- ・寄り道、立ち寄り、気象の変化（雨、風、雪など気象の急変時に際しての安全）
- ・誘拐（見通しの悪い道や見知らぬ人との接近など）

⑧事故発生時の心得

- ・通報の仕方、簡単な救急処置

⑨けがの要因

- ・危険な物品や行動、持ち物、服装、体調（体や気分など）が悪い時

(2) 交通安全に関する内容

①安全な歩行

- ・個別歩行（右側通行、姿勢、持ち物、服装、飛び出しなど）
- ・集団歩行（並び方、列のとり方、道路の状況や交通量に応じた歩き方など）

②道路の横断

- ・信号機、横断歩道のある道路の横断、一般道路の横断

③自転車

- ・学年に応じた自転車の乗る範囲、自転車の正しい乗り方、整備点検など

④交通安全施設（道路標識・標示・横断歩道橋・歩道など）

(3) 災害安全に関する内容

①火災時の安全

- ・火災時の危険と安全な行動の仕方
- ・避難経路の確認と避難の仕方

②地震・津波等の時の安全

- ・地震・津波による危険と安全な行動の仕方
- ・避難場所、避難経路と避難の仕方

③風水（雪）害の時の安全

- ・暴風雨、洪水等による危険と安全な行動の仕方
- ・豪雪による危険と安全な行動の仕方

◎不審者が侵入した時の安全

- ・不審者が校内に侵入した時の対処、避難の仕方

3 安全対策

○生活安全対策

- (1) 教科・・・体育・理科・社会・図画工作・家庭科等の学習を通して、安全に関する知識や技能を習得させる。
- (2) 道徳・・・安全な生活を営むのに必要な道徳的態度を育成する。
(生命尊重・健康の増進・安全の保持・規則の尊重)
- (3) 特別活動・・・学校生活における安全、非常災害時の安全、交通安全などの実践力を育成する。
 - ①学級活動・・・安全に対する態度・能力を身につけさせるために、年間計画に位置づけ、意図的・計画的に指導する。
 - ②学校行事・・・避難訓練・交通安全教室を実施し、実践的に指導する。
 - ③児童会活動・・・月目標や安全に関するきまりを決め、目標達成のための啓蒙活動を行う。
- (4) 個別指導・・・始業前・休憩・放課後等において個別に指導する。
- (5) 日常生活・・・日々の生活指導の中で、安全に対する意識を高める。
- (6) その他・・・学校、学年だよりや長期休業前のしおり等を通して、安全について啓蒙し、家庭との連携を図る。

○交通安全対策

(1) 目的

児童の登下校を中心に交通安全の意識を高め、交通道徳を身につけさせる。

(2) 交通事故防止の具体策

①通学路の点検・整備

- ・危険個所の立て札設置等の要請
- ・危険箇所の調査及び指導

②全校朝会、学級活動等による交通安全指導

- ・正規の通学路の理解、徹底、横断歩道の歩き方等

③交通安全教育行事の設定

- ・校内交通安全教室の実施（正しい道路歩行・正しい自転車の乗り方・自転車の点検の仕方等）
※本年度は5月2日（金）に1、2年が歩行指導、3～6年が自転車指導を実施予定
- ・交通事故防止に関する映画会
- ・交通安全に関する標語の募集

④登校時間における交通安全指導

- ・時期…各学期始め（4／8～4／14、9／1～9／4、1／6～1／9）
- ・場所…準県交差点付近・学校前の歩行者式信号付近・石田コーポ付近の十字路
正門つき当たりのT字路から橋付近
- ・担当…全職員（但し養護教諭は除く。）

⑤集団登校・集団下校

- ・各班10名前後の登校班にて通学
（毎週月曜日は、部活動を行わず全員が集団登校する。）
- ・毎週火曜日と木曜日は集団下校とし、登校班で下校する。
- ・その際に学期始めの交通安全指導と同様の場所に職員が立ち、歩き方の指導を行う。

⑥児童の意識高揚のための掲示教育

- ・標語 ・交通ニュース ・標識 等

⑦家庭及び地区との連携

- ・通学路の理解
- ・登下校時の交通指導 等

⑧自転車の乗車範囲の目安の設定

- ・低学年……家のまわり
- ・中学年……各地区内（本須賀・白幡）
- ・高学年……学区内

※但し、親の許可があればこの限りではない。

○非常災害対策

(1) 目的

非常災害（火災・地震・風水害等）にあたり、児童の生命保護を第1とし、校舎・校具の安全並びに重要書類の搬出等、適切に行うために非常災害対策を定める。

(2) 活動事項

①対策本部

非常災害の場合、本部長の指示により、教頭は外部への連絡を開始、教務主任は緊急放送を通じて各教室に災害を知らせ、対策を指示する。

②児童避難

各学級担任（授業者）は、指示内容に従い避難を開始する。避難終了後、本部へ人数を報告する。

◎非常ベルが鳴ってから避難開始まで

- ・児童を静かにさせ、校内放送や学級担任（授業者）の指示に全神経を集中させる。
- ・火の始末、戸締まりをする。（地震の場合……避難経路確保のため窓や人口の戸を開ける）
- ・児童に防災頭巾（ヘルメット）をかぶらせる。
- ・校内放送の指示により、児童を素早く教室の後ろに並ばせる。
- ・押さない・かけない・しゃべらない・もどらない を再度確認する（おかしも）。
- ・状況に応じて避難経路を判断し、避難を開始する。（列の先頭につく）

◎避難開始から完了まで

- ・避難中の事故に十分注意する。
- ・男女1列（各クラス2列縦隊）で静かに座らせる。
- ・健康観察表を受けとり、点呼及び人数確認をする。
- ・確認後、本部へ報告する。（担任→教頭→校長）

『〇年〇組 在籍〇名 欠席〇名 現在員〇名 異常ありません。

（不明者〇〇（氏名）です。）』

(3) 避難経路及び避難場所（別紙参照）

但し、火災発生場所、風向き等により避難経路及び避難場所を変更する。

(4) その他

①避難場所のプレートを設置し、児童が自ら避難できるようにする。

②児童が、ヘルメット、防災頭巾を常に用意しているか点検する。

③各教室及び特別教室、その他必要と思われる場所に「避難経路図・避難の仕方」を掲示する。

④年間を通して、学級活動等の時間を利用して防災指導を行う。

◎日常の防災

- ・防災頭巾を常に用意する。（防災頭巾の必要性を話し合う）
- ・特別教室への移動の際、教室の窓を閉めてから行く。特別教室使用後も同様とする。

（日直・係の仕事に位置づける）

◎非常ベルが鳴ったら

- ・口を結んでその場を動かない。（地震等の場合は、机などのしっかりとした物の下にもぐる。）
- ・校内放送や教師の指示をよく聞く。
- ・防災頭巾（ヘルメット）をかぶる。
- ・指示に従って、静かに素早く教室の後ろに並ぶ。

◎移動中は

- ・煙が多い場合は、ハンカチで口を押さえ身を低くして移動する。
- ・絶対にしゃべらない。
- ・前の人に触らない。(押さない) → 2次災害について指導する。

◎避難場所に移動したら

- ・男女1列(各クラス2列縦隊)人数確認後静かに座る。
- ・指示があるまで防災頭巾を取らない。
- ・しっかり本部の方を向き、よく話を聞く。

◎その他

- ・日常的に、校内放送が入ったら全ての活動を停止し、黙って放送を聞く態度を育てる。
- ・集団行動の約束をよく守る。

⑤避難訓練(予定)

第1回 4月14日(地震・津波) 第2回 5月16日(不審者対応)

第3回 6月12日(地震・津波・引き渡し) 第4回 1月8日(火災・消火体験訓練)

第5回 3月10日(ワンポイント地震)

※その他、必要に応じてワンポイントの避難訓練を行う。(2学期等)

4 不審者への対応

(1) 不審者の侵入防止

- ①出入口は限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。
- ②受付を設置し、来校者をチェックする。(事務室)
- ③校地、校舎内外を巡視する。
- ④学校や地域の状況に応じて、防犯のための設備を設置する。
- ⑤入り口付近に、案内板を設置する。
- ⑥保護者や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにしておく。

(2) 緊急事態に備えた役割分担や体制の整備

- ①不審者侵入時の危機管理マニュアルを作成する。
- ②不審者侵入時の教職員の役割分担を明らかにしておく。
- ③通報や緊急連絡(メールを使った保護者への緊急連絡も含む)の仕方を訓練しておく。
- ④不審者への具体的な対応(隔離する、取り押さえる など)についても訓練しておく。

(3) 学校・地域が連携した体制の整備

- ①学校と地域の児童の安全のためのネットワークづくりに努める。
- ②児童に対する安全教育を計画的に進める。
- ③多様な場合を想定して、直接、間接的に保護者や地域の関係機関等の協力を得て、避難や対応の訓練を行う。

5 安全点検について

(1) 目的

校舎内外の危険箇所を調査し、児童が安全な状態で学習活動ができるように学校環境を保持し、事故の防止に努める。

(2) 安全点検の方法

学級担任・教科主任等の分担により、原則として月1回（毎月10日）点検し安全点検簿に記入する。また、安全点検日に限らず、日常的に安全点検を行う。

(3) 点検箇所

- 普通教室 ○学習室 ○コンピュータ室 ○図書室 ○資料室 ○音楽室 ○多目的室
- 図工室 ○家庭科室 ○理科室 ○保健室 ○職員室 ○校長室 ○放送室
- 事務室 ○用務員室 ○印刷室 ○階段 ○廊下 ○昇降口 ○トイレ ○更衣室
- 体育館 ○運動場 ○体育倉庫 ○体育施設・用具 ○遊具

6 職員の研修について

(1) 目的

児童が安全な学校生活が送れるように、職員の安全に関する意識を高めることに努める。

(2) 研修の方法

- ・心配蘇生法、AEDの扱い方の研修
- ・避難訓練時（火災、地震、不審者対応の避難訓練）に消防署や外部講師を招聘しての講話
- ・安全主任による打ち合わせや職員会議での職員への安全に関する啓発

令和7年度 防災計画

1 目的

火災・地震等の災害発生、不審者侵入による事故発生の場合、教師は児童を適切に避難させ生命を守らなければならない。そのために、避難の仕方や災害時の安全行動について児童に十分理解させるとともに、緊急避難ができるようにする。

2 学校防災計画に対する基本的な考え

○児童の安全を第一に考える。

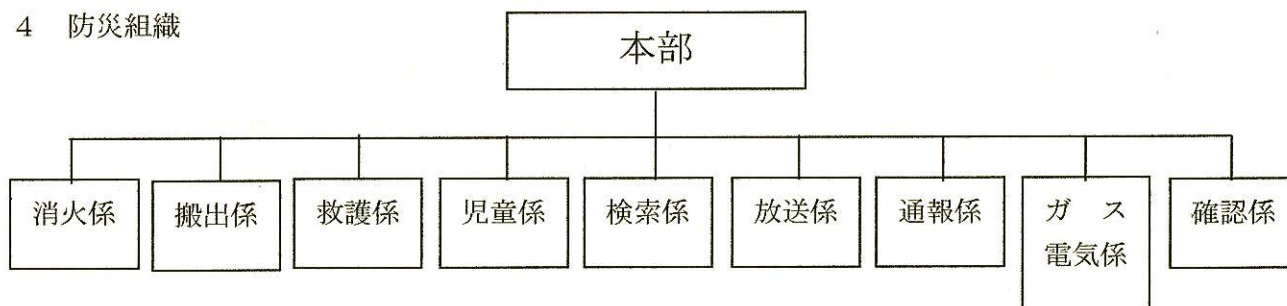
○平素より避難訓練を実施し、基本的行動を身に付け、緊急に対処できるようにしておく。

○学校において火気を取り扱う場合は、細心に注意し、終了後は必ず火気の有無を点検する。

3. 避難行動

- ・火災・地震等災害の発生時に際しては、児童を安全に避難させるとともに、重要書類の搬出に努める。
- ・避難に際しては、教師の指示に従って秩序正しく行動させる。

4 防災組織



係 名	担当者	仕事の内容
本部	校長・教頭	人員報告（校長）を受ける。対策を決定し、指令を出す。
消火	礒部・全職員	初期消火にあたる。
搬出	加藤・朝倉	耐火書庫以外の重要書類と児童名簿、引渡しカード、電池式電話を持ち出す。健康観察表を持ち出す。
救護	朝倉	救護所を開き、救護にあたる。
児童	学級担任	児童を安全に避難させるとともに、掌握し、本部に報告する。
検索	（新館）及川 （旧館）本田	本部の指示により、残留者を検索する。
放送	教頭・加藤	緊急放送により、災害を知らせる。
通報	教頭・加藤	119番通報により災害を知らせる。
ガス・電気	教頭	ガスの元栓をしめる。ブレーカーを遮断する。
確認	教頭・依田	体育館・本部・別館別に残留児童を確認する。

5. 避難訓練の実施

(1) 目的

- ①避難訓練を行い、防災への関心を深める。
- ②災害時に避難する上での基本的対処方法・行動を確認する。

(2) 実施予定日

- 4月14日：地震(津波)を想定した訓練（避難の仕方）
5月16日：不審者が侵入したことを想定した訓練
6月12日：地震・津波を想定した訓練、保護者引き渡し訓練
1月 8日：火災を想定した訓練
3月10日：地震を想定したワンポイント訓練

※その他、必要に応じてワンポイントの避難訓練を行う。

(3) 職員の心得

- ①（校舎内）児童の先頭に立って引率、指示

（校舎外）児童の最後尾から、逃げ遅れた児童や来校者がいないか確認してから避難する。

- ②避難後、児童数を確認して教頭に連絡する。

座らせる → 人員点呼 → 本部に報告

「〇年〇組 在籍××名 欠席□□名 現在員☆☆名 異常ありません。」

「〇年〇組 在籍××名 欠席□□名 現在員☆☆名 不明者△名（氏名）」 → 検索

※交換授業などの場合で担任が教室にいない場合は②に従って児童を避難させた後、担任に引き継ぐ。

※教師はヘルメットを着用する。

(4) 基本行動

- ①災害（火災や地震など）が起こったときは、落ち着いて放送を聞き、状況を確認する。
- ②「お・か・し・も」の約束を守る。

「㊦さない」・・・人や物にふれない。

「㊧けない」・・・あわてて走らず、迅速に行動する。（小走りで）

「㊨ゃべらない」・・・放送や先生の指示をきちんと聞くために、静かにする。

「㊩どらない」・・・校舎内にもどらない。

- ③校庭では、避難経路図の形で集合する。（集合後も次の指示が聞けるように静かにしておく。）

※火災発生時

- ・ハンカチを口に当て、ヘルメットを被る。
- ・窓を閉めてカーテンを開ける。

※地震発生時

- ・教室：机の下にもぐり、机の脚をつかむ。
- ・廊下：近くの教室の机の下にもぐり、机の脚をつかむ。
- ・校庭・体育館・中央に集まり、しゃがむ。

(5) 避難訓練時の行動

I. 火事の場合（授業中）

児童	教師
サイレンとともにその場に静止し、校内放送を静かに聞く。	
1. ハンカチを口に当てる。	・教室のカーテンを開け、窓を閉め、電気を消す。

2. ヘルメットを被る。	
3. 何も持たず、教室の後ろに2列で整列する。	
4. 上履きのまま『おかしも』を厳守し、所定の経路で避難する。 (教師は教室内に児童が残っていないか確認する。)	
5. 点呼後、腰をおろして静かに待つ。	・点呼を行い(このとき専科教員が避難させた場合は担任へと引き継ぐ)、異常の有無を確認する。 [担任→教頭]

II. 火事の場合 (休憩中)

① 校舎内にいる場合

児童	教師
サイレンとともにその場に静止し、校内放送を静かに聞く。	
・教室内にいる場合はIと同じとする。 ・教室外にいる場合はハンカチを口に当ててそのまま避難する。	・教室内にいる場合はIと同じとする。 ※教室外にいる場合は児童と同様に避難を優先する。その際、児童が残っていないか大声で叫びながら避難する。

②校舎外にいる場合

児童	教師
サイレンとともにその場に静止し、校内放送を静かに聞く。	
・速やかに集合場所に集まる。	・速やかに集合場所に集まる。

III. 地震・津波の場合 (授業中)

児童	教師
サイレンとともにその場に静止し、校内放送を静かに聞く。	
1. 放送の指示があるまで机の下にもぐる。 (校庭にいる場合はその場に座り、体育館にいる場合は中央に集まり座る。)	
揺れがおさまるのを待ち、おさまった後の避難の放送を聞く。	
2. 火事の場合 (授業中) 2～5と同じとする。	2. 火事の場合 (授業中) と同じとする。
6. 津波警報発令の場合は旧校舎3階へ避難する。	6. 旧校舎への誘導、必要ならば引渡しの準備をする。

IV. 地震の場合 (休憩中)

児童	教師
サイレンとともにその場に静止し、校内放送を静かに聞く。	
1. 教室：机の下にもぐる。 校庭：その場に座る。 体育館：中央に集まる。 廊下・階段・トイレ：近くの教室に入り、机の下にもぐる。	1. 児童と同様とする。
揺れがおさまるのを待ち、おさまった後の避難の放送を聞く。	
2. 火事の場合 (授業中) 2～5と同じとする。	2. 火事の場合 (授業中) 2～5と同じとする。
6. 津波警報発令の場合は旧校舎3階へ避難する。	6. 旧校舎への誘導、必要ならば引渡しの準備をする。

V. 不審者進入の場合（授業中）

児童	教師
校内放送を静かに聞く。	
1. 教師の指示に従い、避難する。 （付近の教室へ危険を知らせる。）	1. 児童の安全確保を第一に、速やかに避難させる。

VI. 不審者進入の場合（休憩中）

児童	教師
校内放送を静かに聞く。	
1. 教師の指示に従い、避難する。 （付近の教室へ危険を知らせる。）	（手分けし、敷地内にいる児童のもとへ急行する。） 1. 児童の安全確保を第一に、速やかに避難させる。

VII. Jアラートによるミサイル発射

児童	教師
校内放送を聞く。 弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
1. 落下の可能性がある 屋外・・・速やかに教室等の屋内に避難する。 屋内・・・窓から離れ、窓のない空間（廊下）に避難する。 2. 通過・領土、領海外に落下 ・学校の安全な場所に避難する。 3. 領土、領海内落下 ・原則として学校の安全な場所に避難する。	1. 児童の安全確保を第一に、速やかに避難させる。 ・安全が確認できたら、教育活動を再開する。 ・原則として学校の安全な場所で保護する。 ・安否情報を保護者に伝える。 ・行政から避難指示が継続している間は原則、保護者への引き渡しは行わない。

6 台風・公害等の対策

（1）台風・大雪・豪雨の登下校の対策（これらは全て校長の判断にて行われる）

- 台風・大雪・豪雨の情報を的確にとらえ、危険の可能性があれば休校の処置をとる。
- 台風接近の情報を的確にとらえ、途中で授業を打ち切り、早めに下校させるなどの処置をとる。
- 出水・がけくずれ・電線について事前に注意しておく。
- 事前の連絡がない場合は安全第一を考え、各家庭で判断する。電話での問い合わせはしないことを原則とする。

（2）公害等の対策（警察・消防との連携が必要。ただし教育委員会の指示を待つ）

- ①予報・注意報・警報・重大緊急報が発令されたときは直ちに全児童・職員に通知させる。
- ②児童及び職員の体調の異常に十分注意し、観察する。
- 警報等の発令

- ・「予報及び注意報」の場合

→戸外に面した窓・カーテンを閉じる。指導内容を変更するなどして激しい運動を避ける。

- ・「警報及び重大緊急報」の場合

→なるべく屋外に出ることを控えさせる。屋外の活動を中止し、屋内の活動に変更する。

(3) 被害発生時の処置

○眼やのどの刺激による痛みがある。 →洗眼、うがい、冷湿布 etc...

○胸が苦しく、吐き気がする。 →着衣を緩める。安静にする。 etc...

○保護者・医師・教育委員会へ連絡を速やかにする。

7 不審者の対策

(1) 合図

①不審者確認後、職員室に連絡する。

②担任の指示のもと連絡係の児童は不審者が侵入したことを他学年に知らせる。(場合によって)

③校内放送で合図、指示を行う。

(2) 職員の心得

担任及び職員は、児童の命を守ることが第一であることを常に念頭に置きながら行動すること。よって安全が確認されるまでは児童から離れてはいけない。また、不審者を抑制することは本来の目的ではないので、対応する場合は、できるだけ刺激しないようにし、自らの危険も回避すること。

○担任、授業者

・避難するまでは常に児童のそばにいること。

・専科等で担任が離れている場合は、担任と交代するまでその学級の児童とともに行動すること。

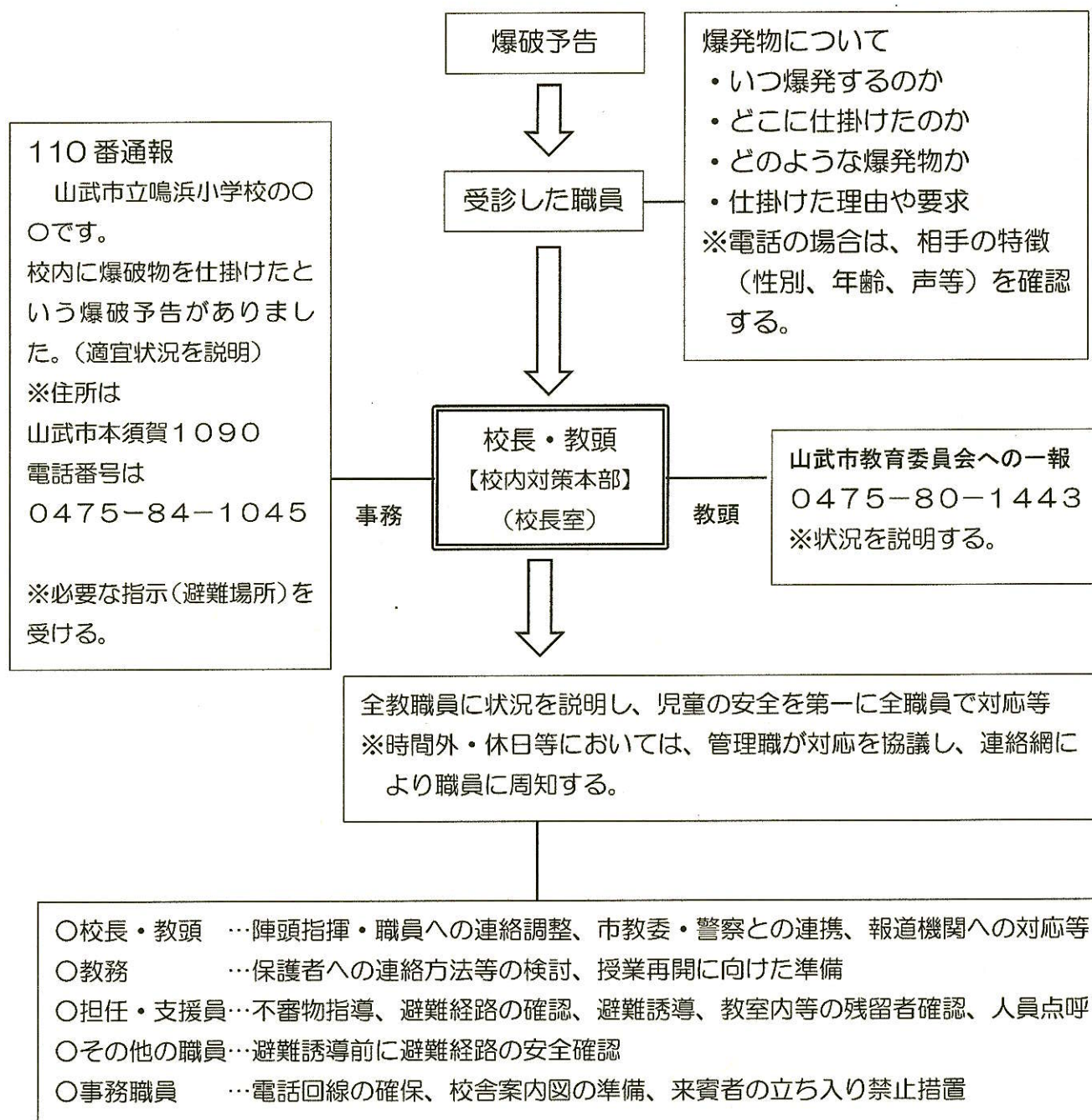
○校長、教頭、教務

・校長は不審者侵入の連絡を受けたら直ちに職員に指示を出し、児童を安全に避難させるようにする。

・教頭、教務は不審者侵入の連絡を受けたら直ちに不審者が校舎外に出るように（それ以上校舎内に入らないように）説得をする。また、避難が必要と感じたら、それを校長に報告をするとともに、警察等に通報をする。

15 弾道ミサイル飛来に伴う、Ｊアラート対応マニュアル

状況		対応内容
基本対応		【Ｊアラート【全国瞬時警報システム】が発進された場合】 ○千葉県が対象地域になっている場合→全校児童待機 【弾道ミサイルに関する確認】 ○弾道ミサイルが発射から短時間（１０分以内）で飛来し、着弾時には暴風や破片などによる被害が想定される。 【近くに弾道ミサイルが着弾した場合】 ○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から離れ、密閉性の高い屋内へ避難する。※建物が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 ○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、ガムテープ等で目張りをして室内を密閉する。
Ｊアラート発信時	在校時	【屋外にいる場合】 ○速やかに教室等の屋内に避難する。屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 【屋内にいる場合】 ○学校の施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。窓がある部屋に入った場合、できるだけ窓から離れて床に伏せて頭部を守る。または机の下に入って頭部を守る。
	登下校時	【登下校時】 ○近くの頑丈な建物や地下に避難する。近くに適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ○安全が確保された後、自宅へ戻る。
	事後	【校内】 ○学級担任は、児童の安否確認を行い、管理職へ報告する。 ○教職員は、校舎内の被害状況の確認を行い、管理職へ報告する。 ○安全が確保された後、通常の業務を再開する。 ○教頭は、『さくら連絡網』で教職員・保護者等に学校の状況について連絡する。



※外部との連絡は、管理職の携帯電話を使用する。

※不審物を発見した場合は、絶対に触らず、外観を確認後、
警察関係者に連絡する。

校内救急体制

山武市立鳴浜小学校

事故発生

発見者

*すぐに調べること

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 1. 大出血の有無 | → | 止血 |
| 2. 意識の有無 | → | (間接止血・直接圧迫止血) |
| 3. 呼吸の有無 | → | 気道確保 |
| 4. 脈の有無 | → | 人工呼吸 |
| | → | 胸骨圧迫, AED |

*救急車要請方法 119

1. 用件・・・救急車を願います
2. 場所・・・学校名を告げる（校門に案内人を立てる）
3. 内容・・・骨折、裂傷、持病発作などを伝える
（大出血の有無・意識障害の有無等）

「いつ、だれが、どのようにして、どうなったか」をはっきりと

*移送方法

状況説明のできる職員が病院へ同行

- ・救急車依頼
- ・タクシーで移送
- ・保護者に来てもらう

養護教諭・担任

保護者

校長・教頭

マスコミ対応

*連絡事項

1. 事故発生状況
2. 児童の様子
3. 希望する医療機関を確認
4. その他（保険証持参）

- ・病院・家庭に向いて見舞う
- ・その後の状況を電話確認
- ・事後指導
（指導体制・指導事項再検討）

医療機関

さんむ医療センター	82-2521
古川医院（外科・皮膚科）	82-2202
高橋医院（内科）	82-2450
明海クリニック（内科）	80-5355
かきず眼科	55-2668
さんむ眼科クリニック	82-1146
橋本歯科	84-2424
とよだ整形外科	54-6200
成東耳鼻咽喉科医院	80-1717
山武郡市夜間救急診療所	50-2511

市教育委員会 80-1443

東上総教育事務所

0475-23-8125

白幡駐在所 82-4150

山武警察署

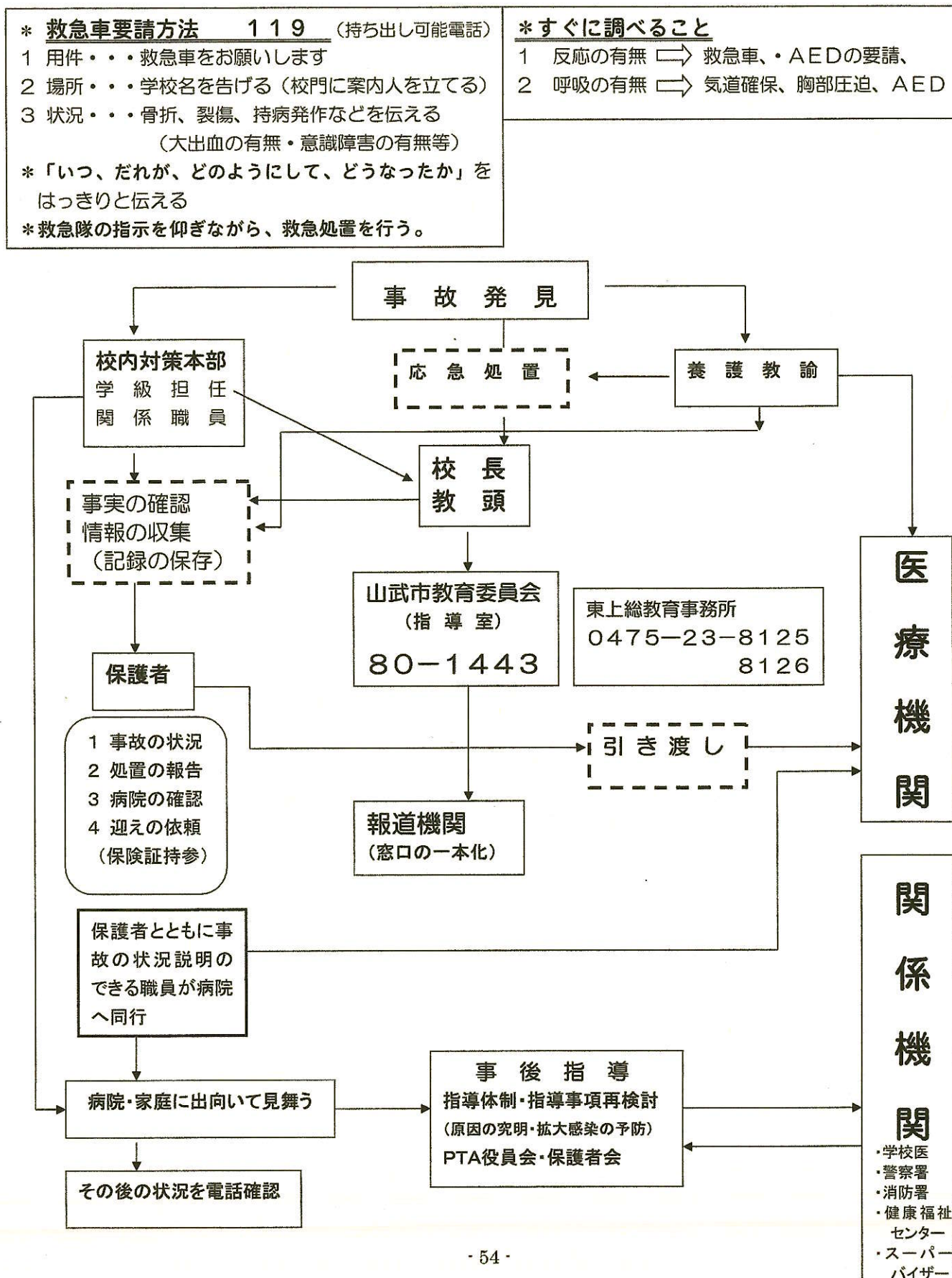
0475-82-0110

東消防署

82-3119

17 学校事故（けが・病気）発生時の連絡系統 山武市立鳴浜小学校

0475-84-1045



医療機関 救急車 119

学校医

橋本 博之先生 84-2424

(橋本歯科医院) FAX84-1121

川島 徹生先生 80-5355

(明海クリニック) FAX80-5356

菊池 健一先生 82-2138

(新盛堂薬局) FAX82-1031

総合病院

さんむ医療センター 82-2521

旭中央病院 0479-63-8111

千葉東メディカルセンター

50-1199

九十九里ホーム病院

0479-72-1131

東陽病院 0479-84-1335

整形外科

姫島クリニック 80-1726

東金整形外科 55-8002

とよだ整形外科 54-6200

古川医院 82-2202

田波整形外科 55-2828

眼科・耳鼻科

かきす眼科 55-2668

さんむ眼科クリニック 82-1146

さかきばら眼科 78-5010

成東耳鼻咽喉科医院 80-1717

大原耳鼻咽喉科医院 52-8733

歯 科

橋本歯科医院 84-2424

かどやま歯科医院 80-3777

ファミリー歯科医院 80-2211

災害発生時の相談連絡先

山 武 警 察 署 82-0110

山武郡市広域行政組合

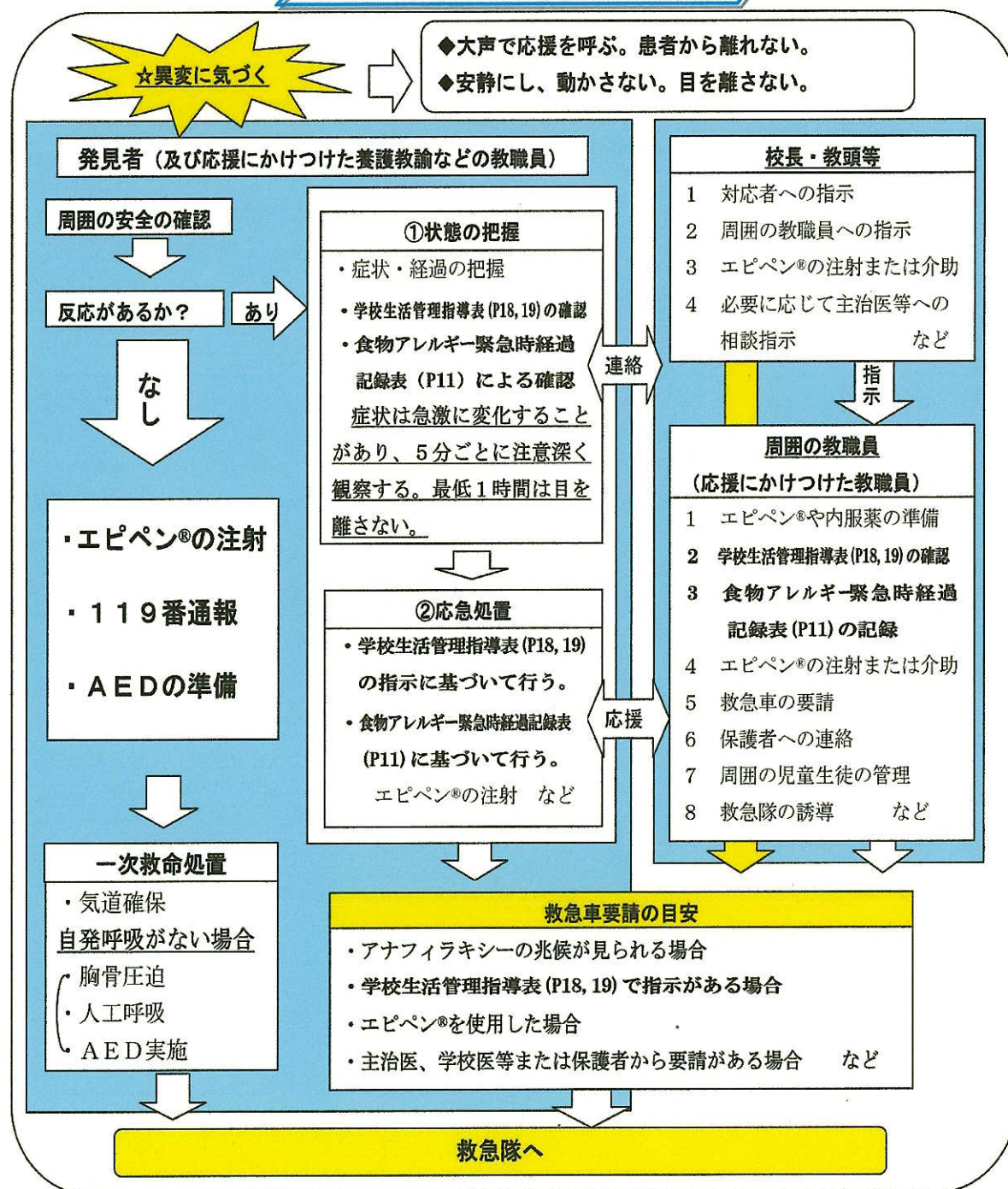
消防本部指令課 55-0119

夜間救急診療所 50-2511

18 アレルギー症状出現時（緊急時）の対応マニュアル 山武市立鳴浜小学校

アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

緊急時の対応



食物アレルギーによる緊急時症状別対応カード

※下記の症状は一例であり、その他の臓器症状で判断に迷う場合は、グレード2以上の対応を行う

☆異変に気づく（発見者）

該当児童生徒を「動かさない」が基本
（背負う・座らせるは×。担架のみ）

原因食物が皮膚についたとき

洗い流す（触った手で眼をこすらない）

眼症状（かゆみ・充血・むくみ）

洗顔後、抗アレルギー薬、ステロイドがあれば点眼する

原因食物を口に入れたとき

口から出させたり、吐かせたりして口をすすぐ

発見者（職員）

- ・他の職員へ応援要請
- ・周囲の安全確認
- ・応急処置（状態に把握）
 - ①意識・呼吸・脈など確認
 - ②足を頭より高くし嘔吐に備え、顔を横向きにした状態で寝かせる

応援職員

- ・保護者へ連絡（管理職へ報告）
- ・必要に応じて119番通報（エピペン処方者の有無を伝える）
- ・AEDの準備
- ・食物アレルギー個別支援プラン・緊急時対応経過記録表などの準備

グレード1（要経過観察）

症状 何となく元気がない

- 部分的なじんましん 赤み 弱いかゆみ
唇やまぶたの腫れ（軽度）
- 単発の咳 鼻水 鼻づまり
- 軽い腹痛・単発の嘔吐

グレード1（厳重に経過観察）

対応内服・安静・厳重に経過観察（最低1時間）

- ◆安静（保護者へ連絡・受診を勧める）
- ◆必要に応じて、学校医（主治医）に連絡し指示を受ける
- ◆緊急時薬があれば、内服
- ◆エピペンの用意（※注意：他人のエピペンは使用不可）

グレード2（重症化危険あり）

症状 横になりたがる・元気なし

- 広範囲のじんましん 赤み 強いかゆみ
顔面の腫れ・明らかな唇やまぶたの腫れ
- 時々繰り返す咳
- 明らかな腹痛・複数回の嘔吐や下痢

グレード2（重症化の危険あり）

対応内服・安静・エピペン、AED使用の準備

- ◆必要に応じて、学校医（主治医）に連絡し指示を受ける
- ◆緊急時薬があれば、内服
- ◆エピペンを用意。皮膚症状＋他の症状ありで接種
- ◆安静・医療機関へ受診（保護者へ連絡）

グレード3（重症）アナフィラキシー

症状 ぐったり・立ち上がれない

- ショック
（顔面蒼白・虚脱・冷汗・血圧低下・脈がふれない・呼吸不全・意識消失）
- 咳込み
- 呼吸困難（息苦しさ・声がれ）
- ゼイ鳴（ゼーゼーの呼吸音）
- チアノーゼ
- 飲み込みが辛い（咽頭喉頭浮腫）
- 強い腹痛・繰り返す嘔吐・下痢

グレード3（重症）

対応救急車要請・エピペン接種（処方者）のみ

- ◆救急車要請、医療機関受診
- ◆緊急時薬があれば内服
- ◆エピペン接種（処方者のみ）

真ん中を握り持つ。上部のふたを開ける。
太もも外側に力ちっとするまで押しつける。
（服の上からOK）数秒待つ。
針が出ていたらOK。
その後、よくもむ。
（ケースにしまい、病院へ持っていく）

- ◆必要に応じて、心肺蘇生開始。（AED使用）

※アナフィラキシー症状を起こしたことのある児童生徒は、症状に関わらず、即、エピペン接種とともに救急車要請

大前提として、日頃からの発生予防に努めることが重要である。

- 児童の体調把握とこまめな休憩・水分補給（無理をさせない！）
- 環境の把握（熱中症アラートの確認・WBGT 値の測定）

【状況の把握】

気温
湿度
活動内容
活動場所
水分補給有無

熱中症が疑われる体調不良発生！

応援職員をよぶ→スマホ活用、児童に呼びにいかせるなど

涼しい場所へ移動・移動できなければその場で処置

風通しのよい日陰やクーラーの効いている室内へ。体温測定をする

衣服をゆるめ、身体を冷やす

熱を身体の外に逃がす



熱けいれん

- ☐ 筋肉痛
- ☐ 手足がつる
- ☐ 筋肉がけいれんする

OS-1 もしくは
生理食塩水を補給

0.9%の食塩水
(1ℓの水に9gの食塩水)
を補給します。

☐ 保護者連絡
回復しないときは救急車を要請
要請時刻 時 分



熱失神・熱疲労

- ☐ めまい
- ☐ 全身倦怠感(だるい)
- ☐ 悪心・嘔吐
- ☐ 頭痛

スポーツドリンクを補給

0.1～0.2%の食塩水やイオン飲料、経口補水液を補給します。

足を高くして寝かせる
手足から身体の中心に向かってマッサージすると効果的です。

症状が続くor悪化
十分に水分がとれない

回復

☐ 保護者連絡

熱射病

- ☐ 体温が高い→ _____ 度
- ☐ 意識障害
- ☐ 呼びかけや刺激への反応がにぶい
- ☐ 言動が不自然
- ☐ ふらつく

☐ AED 準備
☐ 保護者連絡
救急車を要請
要請時刻 時 分



救急車到着まで

水をかけたり、濡れタオルをあてて、身体を冷やします。首すじ、脇の下、大腿部の付け根など大きい血管を冷やす。手のひらを冷やすのも良い

☐ 反応なし→AED 使用

病院へ！！症状の経緯と状況を説明できる職員が付き添う

出典：文部科学省、(独)日本スポーツ振興センター、熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
山武市立鳴浜小学校

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

- ・この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- ・この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く。）をいう。
- ・この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または、生徒をいう。
- ・この法律において「一定の人的関係」とは、家庭・学級・学校や部活動、学校外の塾、スポーツクラブ、児童が関わっている仲間や集団など、すべての人的関係をいう。
- ・この法律において「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響の他、金品をたかられる、物品を隠される、嫌なことを無理矢理させられる等のことをいう。

2 基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校はいじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- ・いじめは、どの児童、どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる児童はいない。学校はいじめ問題に関わる対象は全児童と考える。
- ・いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

3 ◆基本姿勢◆

- | | |
|--|-----|
| ◇日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。 | ◇防止 |
| ◎いじめは、どこの学校でも、どの児童でも起こる | ◎発見 |
| ◎早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる | |
| ○いじめは絶対許されない行為 | ○発生 |
| ○いじめを受けている児童を必ず守る
(いじめを受けている児童の立場になって指導・援助する) | |
| □いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。 | □事後 |

4 ◆学校組織◆

- ア) 名称 いじめ防止対策委員会
イ) 構成 ・校長・教頭・教務・生徒指導主任・学級担任・特別支援担任・養護教諭
・該当児童関係職員・教育相談担当・事務職員・(心の教室相談員) SC
ウ) 役割 いじめ防止及びいじめ対策を行う。

5 ◆具体的な取組◆

ア) 日常的な業務について(いじめ未然防止につながる)

①わかる授業の実践(どのような授業をするのか)

- ・授業規律(発表の仕方・話の聞き方)
- ・板書計画(学習課題の明確化・導入・山場・まとめ)
- ・発言・発表の保障(学び・人権保障)
- ・主体的なとりくみ(教材・発問の工夫)
- ・ノート指導(学習記録・思考過程)

* 研究・研修担当から提案(鉛筆の持ち方・姿勢・板書の仕方を統一)。

②教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの理解を徹底する。

③児童活動の充実 *良好な人間関係づくりのために

- ・計画的な学級会活動(望ましい集団づくりをめざして)
4月 9月 1月、他必要に応じて
- ・班・グループ活動(班会議・日直・清掃等の活動)

- ・学級組織活動の正常化（一人一役）
- ・児童会活動の正常化（委員会一人一役）
- ・児童主体の児童集会の実施
- ・全体計画を作成する。

④道徳教育の充実（どのような内容項目の授業）

- ・道徳の授業の充実
- ・道徳の授業の公開（保護者の授業参観）
- ・インターネット等情報モラルの指導

⑤人権教育の実践

- ・人権教室
- ・日常生活において、いろいろな立場の人たちを敬い、大切に作る心の育成。
- ・県・市からのポスターの掲示

⑥情報共有（○職員間 △保護者 ◇地域）

- 連絡協議会（対策委員会）の定例化
- △PTA本部役員会（個人情報注意）
- △学校便り（個人情報注意）
- ◇学校評議委員会（個人情報注意）

イ) いじめ対策組織について

①対策委員会の設置 既存の組織を活用・専門家としては心の教室相談員で対応する

②対策委員会の役割

- ・情報共有→月例の生徒指導委員会
- ・職員による観察・指導方法について
（授業中の様子についての情報交換）
（休み時間の様子把握のための職員の動きの明示）
- ・児童会活動への支援・指導
- ・活動内容の検討や報告を丁寧に行える環境作り

ウ) いじめ未然防止について

ア) の項目に準ずる

エ) いじめの早期発見について

- ・一日の様子の変化を朝の会・昼休み・帰りの会のサイクルで観察する。
- ・教育相談週間の実施（毎学期5月・10月・1月）
*「先生にそっと教えて」の入力。教育相談簿に面接の結果を出力
- ・毎月の生徒指導振り返りアンケートの実施
- ・教育相談箱の設置（常時）→保健室前に設置
- ・相談窓口の周知（年度初め）
- ・保護者との連携（学校便りでの発信及び個別対応）
- ・SC、心の教室相談員との連携。
担当：教頭・養護教諭等

オ) いじめの相談・通報について

- ・校内相談窓口の掲示
- ・校外での事案についての相談窓口
- *いじめを認知した場合、データ入力をする。

カ) いじめを認知した場合の対応について

- ①対策委員会をできるだけ速やかに開催し、以下の内容を協議・整理する
- ・事実確認 役割担当を明確にし、正確な記録をとる
 - ・被害児童対応 守るという安心感を与える対応
 - ・加害児童対応 被害児童に圧力をかけさせない
 - ・周辺児童への指導 いじめとは何か人権について考えさせる
 - ・全児童への指導 いじめとは何か人権について考えさせる
 - ・被害保護者への説明と対応策の相談

- (隠蔽や虚偽の説明をしない。)
- ・加害保護者への説明と対応について
(隠蔽や虚偽の説明をしない。)
- ・全体保護者への説明について
(隠蔽や虚偽の説明をしない。)
- ・教育委員会への報告・相談
(隠蔽や虚偽の報告をしない。)
- ・関係機関への相談

②心のケア

- ・S C、心の教室相談員との連絡調整を担当者が行う。

③関係機関との連携

- ・市教委、警察への対応（校長・教頭）

キ) 情報提供（誰が・どこへ・何で・行うか。窓口）

①職員の情報共有化（対策委員会→緊急職員会議開催）

②調査結果について被害児童及び保護者への説明

原則校長が行う。校長・教頭・教務・生徒指導主任・担任の5者で対応

③一般児童・保護者への説明

原則校長が行う。生徒指導主任・学級担任等で対応

④教育委員会への報告説明

校長が行う。

⑤マスコミ対応

教育委員会との連携のもと、窓口は教頭とし対応は校長が行う。

ク) 指導（指導事項の整理、誰が、どのようにするのか）

①被害児童のケア

◎指導事項：基本方針に基づく

- ・誰が（担任・主任等）
- ・どのように（直接あうことを大原則とする）
- ・留意事項（基本姿勢に基づく）保護者の了承を得る。

②加害児童への指導

◎指導事項：基本方針に基づく

- ・誰が（担任・主任等）クラス内の際は、所属職員等
- ・どのように（直接あうことを大原則とする）
- ・留意事項（2次被害者としない・加害防止）

③特別指導の内規を児童、保護者に知らせる。

- ・内規→いじめを受けた児童へは、学習保障のための措置をする。
措置例：訪問指導、補習等
いじめを行った児童へは、学習保障の元、特別教室での対応を行う。
状況に改善が見られない場合は、法的措置〔出席停止〕もあることを示唆する。この措置を実行する場合は保護者への再説明をする。
- ・周知方法→年度当初に児童・保護者へ説明（4月中）
児童へは全校集会開催（始業式は避ける）
保護者へはPTA総会等
- ・留意事項→個人情報の扱いに留意する。
被害児童及び保護者の思いを前提とする。

④傍観者への指導

・指導方法

学級会・全校集会での説明者は同一

- ・保護者への周知
学校便りで周知
(学級通信は複数者の発信となり誤解を生じる)
臨時保護者会の開催
- ・留意事項
個人情報への扱いに留意する
学校の方針を明確に説明する。

ケ) 重大事態への対応

- ①重体事態とは
 ◎「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 （児童生徒が自殺を企図した場合等）
 ◎「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 （年間３０日目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、速やかに調査する。）
 ＊「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったといふ申立てがあったとき」

- ②重大事態発生時の連絡体系
 発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長
 校長→市教委→市長
 市教委→東上総教育事務所→県教委

- ③重大事態発生時の初動
- ・対策委員会組織の招集（委員：他）
 - ・教育委員会への報告（校長・教頭）
 - ・教育委員会との連携（校長・教頭）
 - ・調査方法◎（被害者本人：聞き取りを複数職員で行う）
 - △（被害保護者：聞き取りを複数職員で行う）
 - ◎（加害者本人：聞き取りを複数職員で行う）
 - △（加害保護者：聞き取りを複数職員で行う）
 - ◎は必須 △は状況に応じて
 - ・警察への通報（市教委・校長・教頭）
 - ・関係機関との連携（市教委・校長・教頭）
- *調査にあたっては、調査組織の決定を含め教育委員会と相談をする。

三) 公表・点検・評価

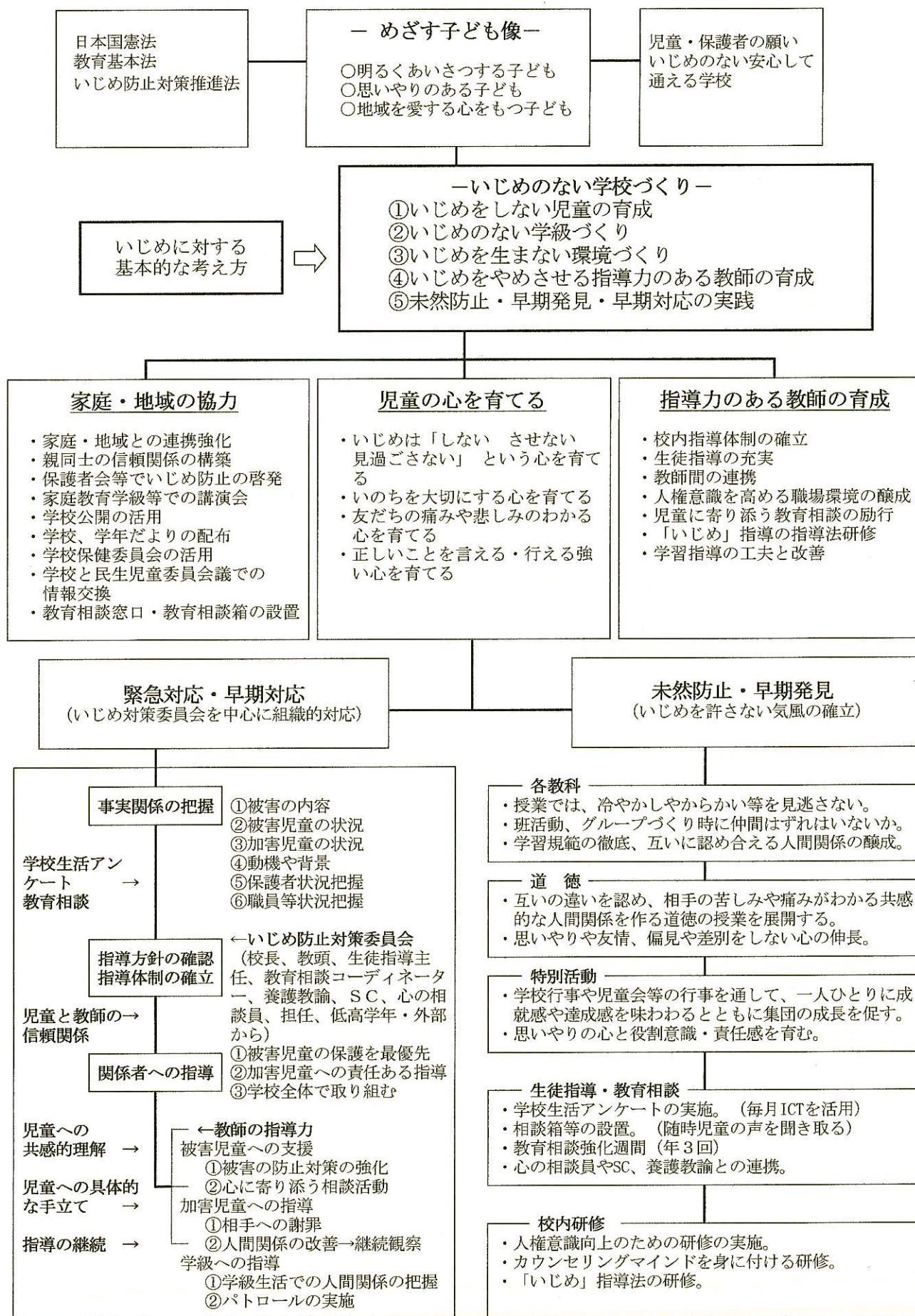
- ①ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」を示す。
- ②学校評価の項目にいれる。
- ③学校評議委員会で報告・説明をする。
- ④PTA総会等で年度結果と対応を報告・説明をする。
- ⑤対策委員会は、毎年度基本方針を見直しする。

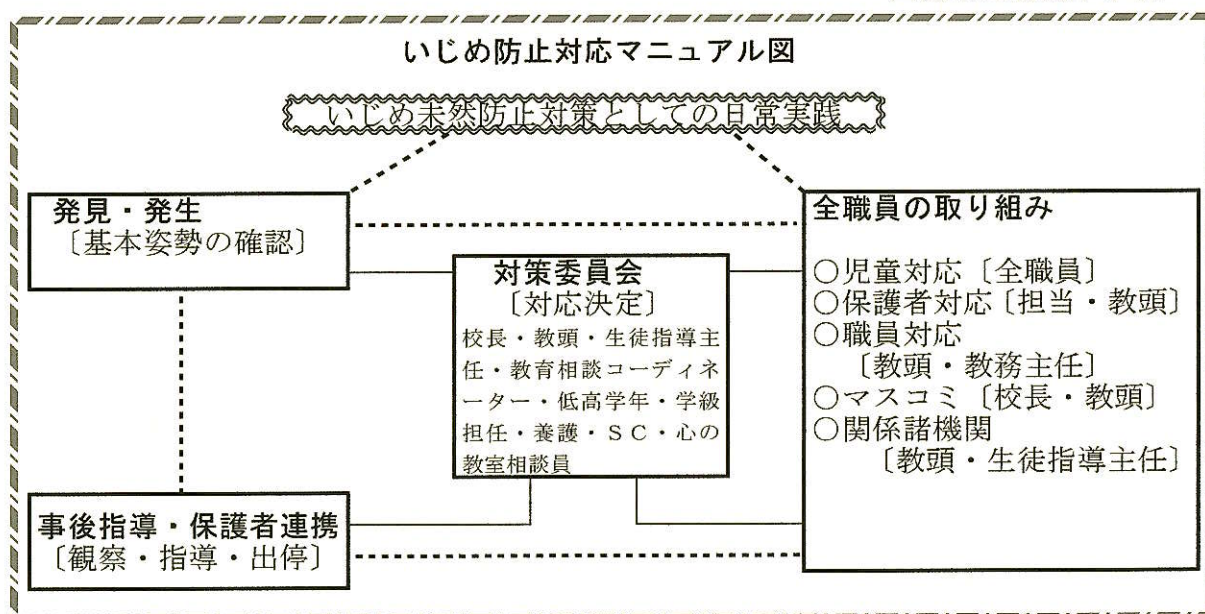
◆いじめ防止対策委員会の組織の設置について◆

- ①上記の防止対策を中心に、計画的な実効性ある組織とする。
②発生時は、調査等の組織となる。
③PDCAサイクルの対象組織である。
(校長・教頭・教務・生徒指導主任・学級担任・特別支援担任・養護教諭・該当児童関係職員・教育相談コーディネーター・事務職員・心の教室相談員 SC)
*組織の構成員は、対策委員会のメンバー

令和7年度 いじめ防止教育全体計画

山武市立鳴浜小学校





◆基本姿勢◆

- | | |
|---|-----|
| ◇日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。 | ◇防止 |
| ◎いじめは、どこの学校でも、どの子どもでも起こる。 | ◎発見 |
| ◎早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる。 | |
| ○いじめは絶対許されない行為である。 | ○発生 |
| ○いじめを受けている児童を必ず守る。
(いじめを受けている児童の立場になって指導・援助する) | |
| □いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。 | □事後 |

1. いじめ防止及び発見について

(1) 防止対策

- ①わかる授業の実践
- ②児童生徒の活動保障
- ③職員の不適切な発言・体罰がもたらす影響の共通理解
- ④基本姿勢の共通認識・実践

(2) 早期発見のための情報収集として

- ①それぞれの立場での観察および情報収集
 - ・授業、部活、委員会、休み時間
 - ・周囲の児童からの情報収集（日常生活の中での会話にも耳を傾ける）
 - ・生活ノートや日記（意図的な情報収集の工夫が必要）
 - ・保護者への問い合わせ（家庭生活での変化について）
- ②いじめ調査の実施（学校）定期的な実施〔学期等〕
- ③教育相談週間から（個人面接）
- ④担任を中心とした関係職員・教育相談等との情報交換
 - ・カウンセリング綴り（個別アンケート）などを活用（教育相談部）
 - ・打ち合わせ及び学年会（学年）

(3) 情報の共有化システム

打ち合わせ・学年会・生徒指導委員会等で報告の時間確保

(4) 発信者からの管理者への報告

(5) 校長は、いじめ対策委員会の招集を検討・決定

2. いじめ発生時について

(1) 情報・指導・連携・記録に残す

- ①整理内容として（対策委員会が必要となる資料）
 - ・いじめられている児童氏名・年組
 - ・いじめている児童氏名・年組
 - ・いじめの状況（日時、場所、人数、態様や集団構造等）
 - ・動機や背景（状況から推測され場合も）
 - ・被害者及び加害者の言動や特徴
 - ・保護者・教職員の有する情報
 - ・周囲の生徒の状況等
- *時系列で整理しておくこと
- *双方の事実認識を一致させておくこと
- *手書きメモを残す。

②以上をもとに対応検討

- ・多角的に原因や対応のあり方等検討
- ・対応が決定するまでは、委員会を数回繰り返す。

(2) 組織的な対応全職員一致の取り組み

- ・全校あげて分掌組織を機能させる。
- ・調査や指導・援助等はチームで組織的に対応。

①いじめられている児童・保護者へ

- ・いじめられている児童側に立つ（本人を守る姿勢を示す）
- ・親身になって聞く（批判的・評価的な態度をみせない）
- ・今後の対応のあり方を本人と相談しながら決める。
- ・家庭訪問による概要説明（学校の誠意）
- ・解決に向けた対応方策（本人が了解済み）への理解を得る。
協力依頼 *状況により保護者から要求事項がある。

②いじめている児童・保護者

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・意識的の場合は、その非を指摘、納得させる。
- ・意識がない場合は、いじめを受けている側のつらさを教える。
- ・保護者に事実説明をし、解決に向けた協力を要請する。
- ・内規に基づく指導のもと改善がない場合は、出席停止等の法的措置もありうることも示唆する。

③周囲の生徒

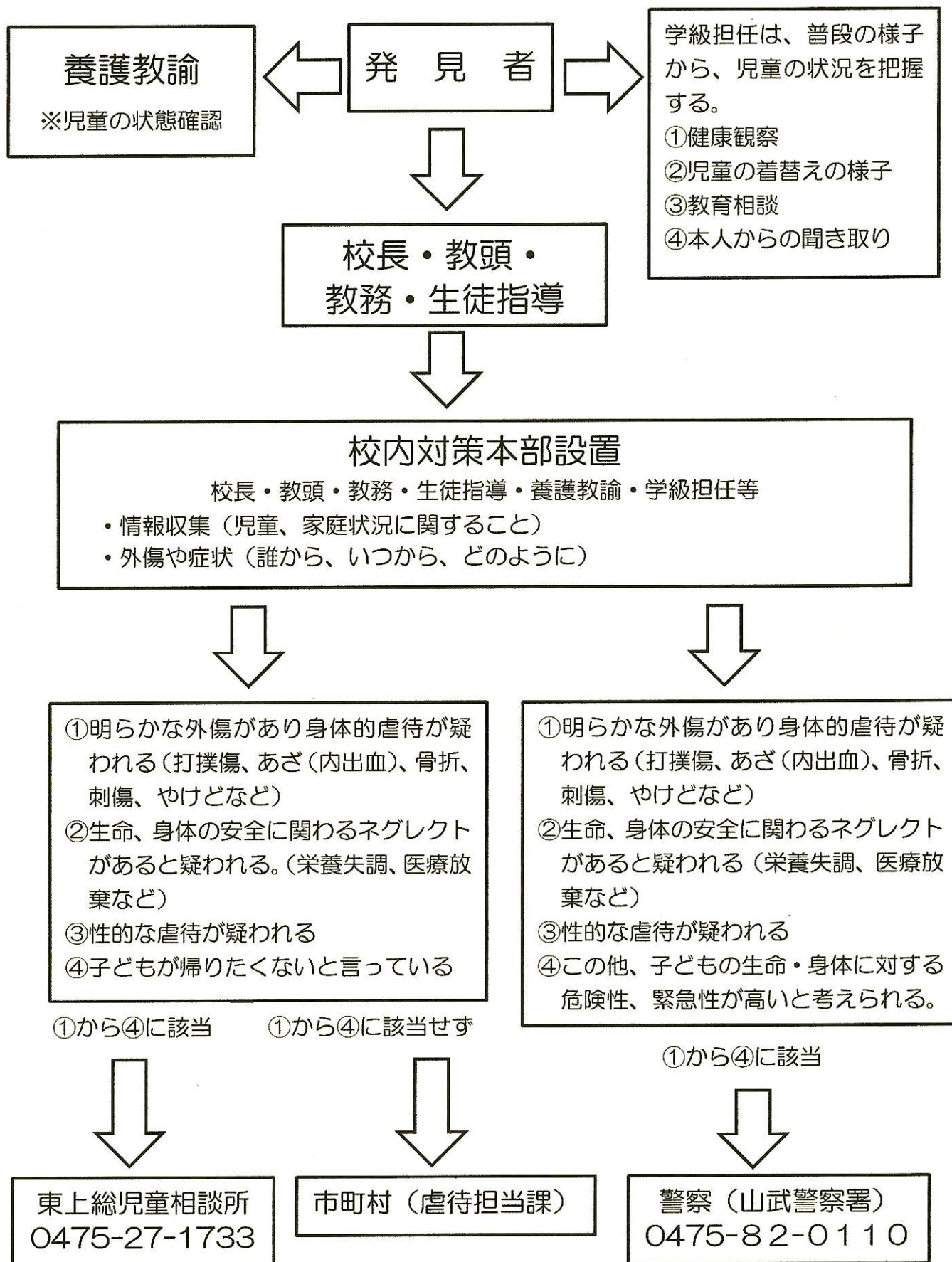
- ・いじめの不当性を指摘し、止める、教師に伝えることの正当性を教え、勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじめていた児童への2次的いじめが起きないように指導する。

3. 重大事態発生時について

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 委員会への報告 | 調査主体の決定を受ける。 |
| (2) 調査の実施 | 方法の検討・確認（委員会と連携） |
| (3) 調査結果の報告 | 設置者・被害者・加害者等 |
| (4) 再調査 | 要請があれば実施に協力 |

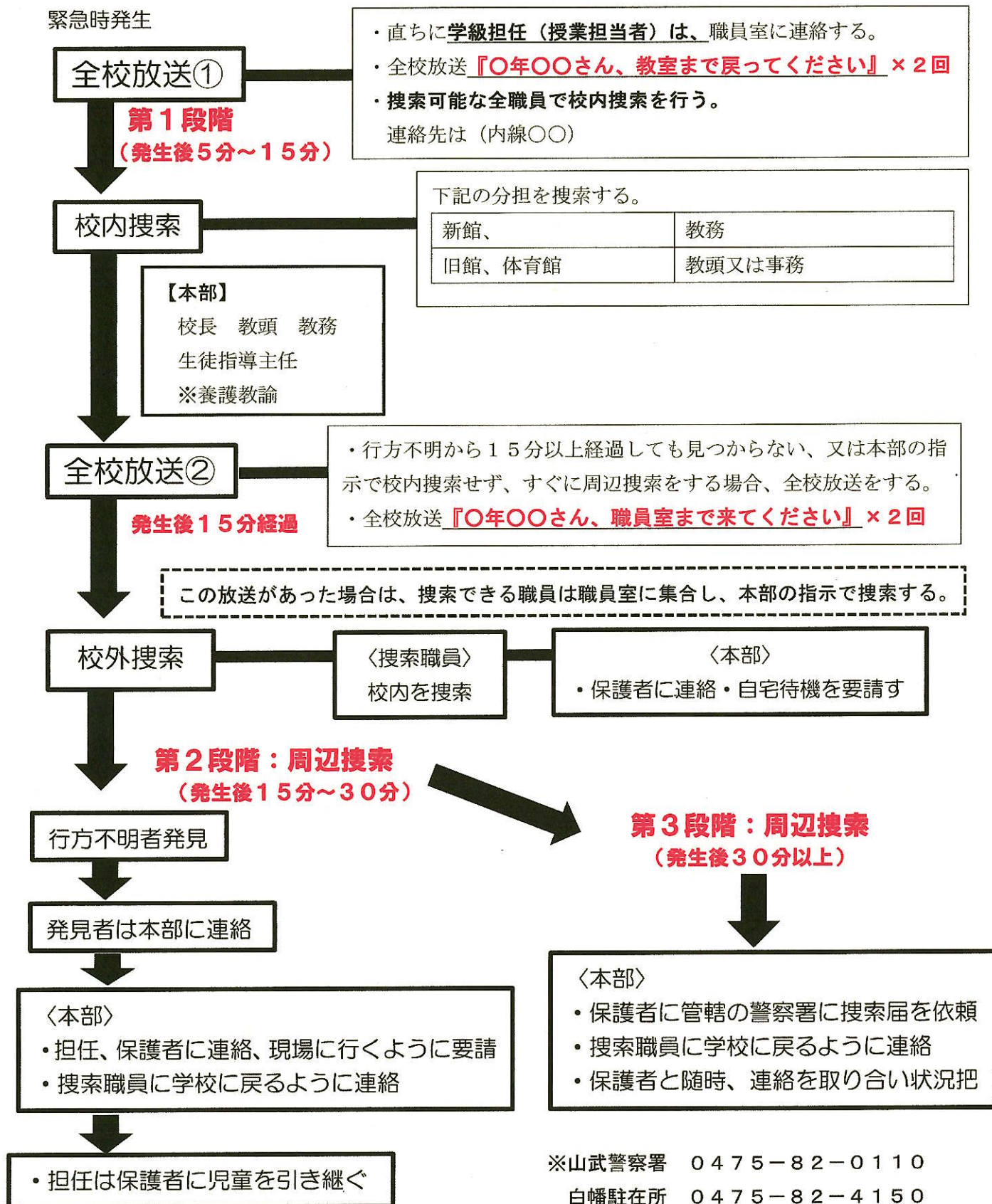
4. 事後指導と保護者との連携

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 継続的観察 | 職員連携による情報交換 |
| (2) 保護者との連携 | 観察事実を正確に〔指導・評価〕 |
| (3) 心のケア | （被害者・その他） |
| (4) 出席停止等の検討 | |



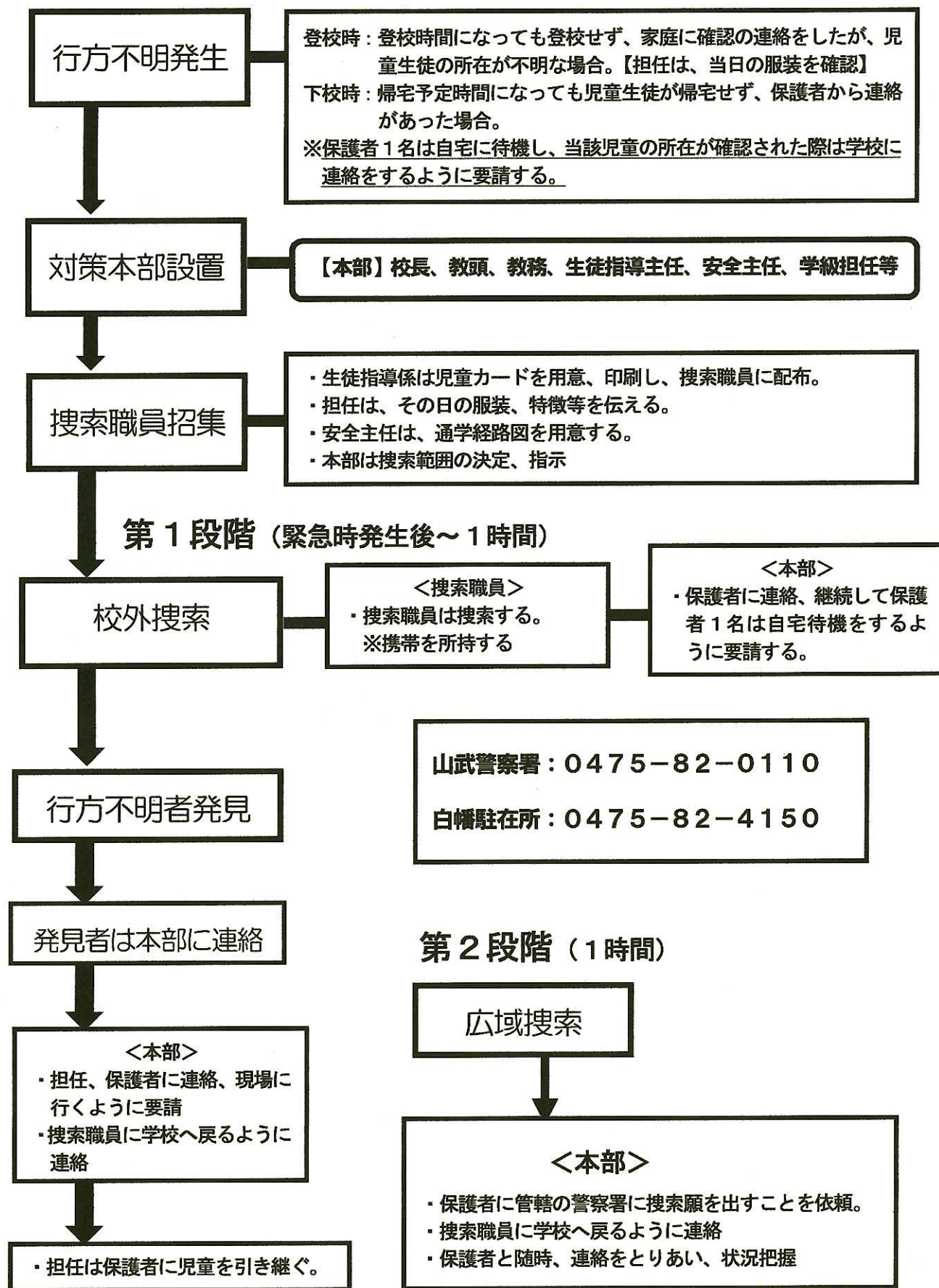
22 ①児童行方不明時の対応（在学時）

緊急時発生

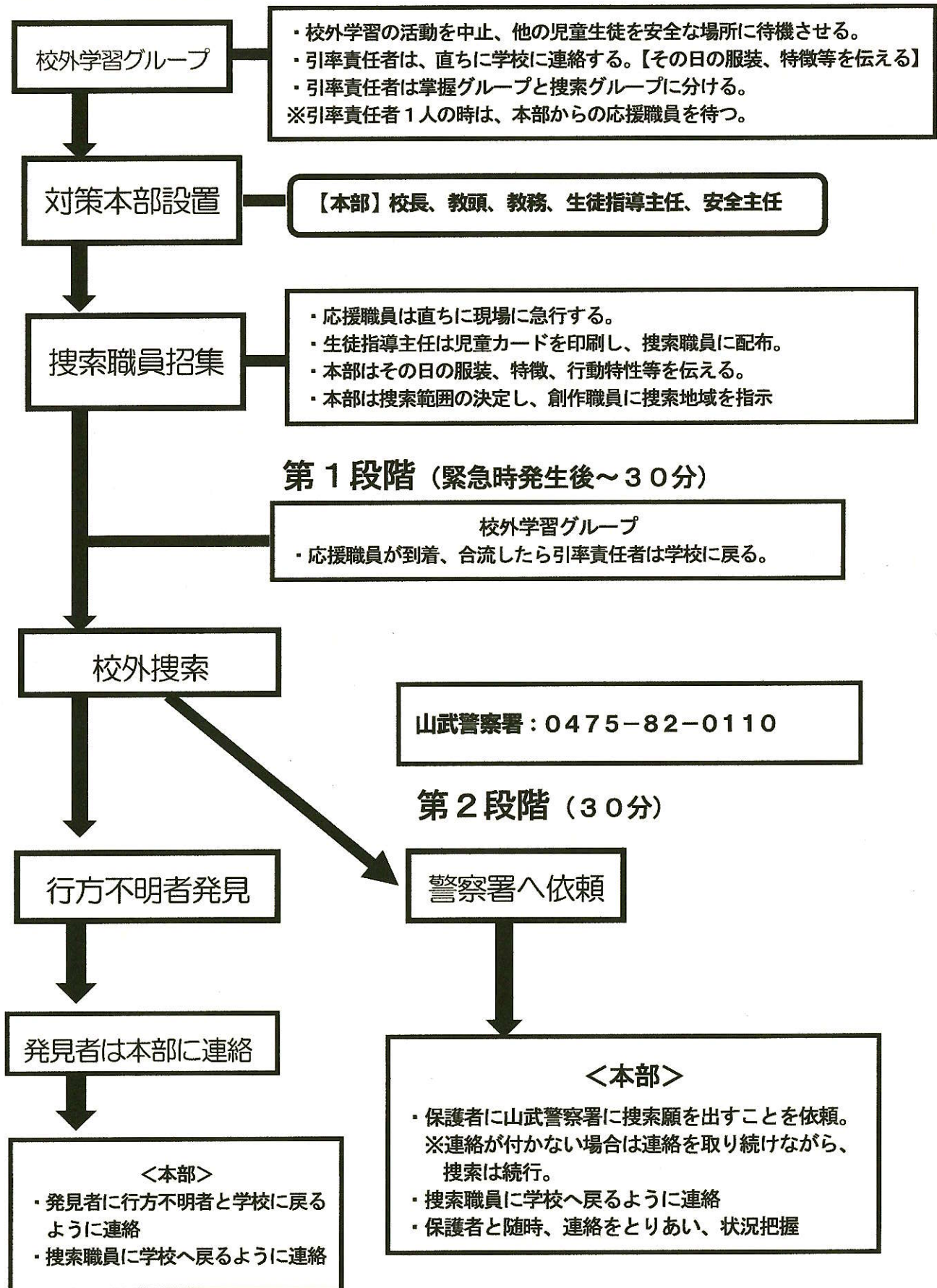


※発見された場合は、『〇〇さん、戻りました』と全校放送する。

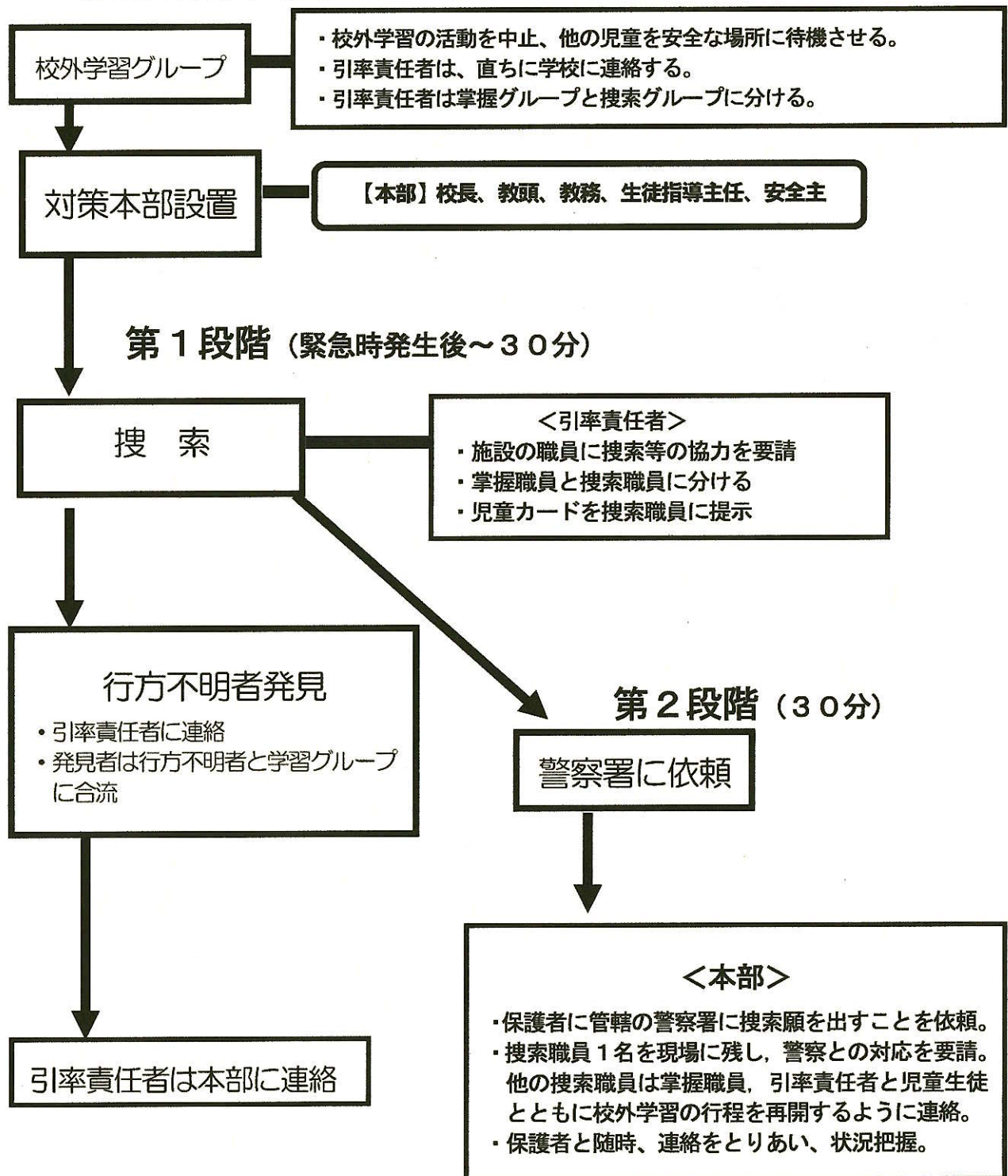
22 ②児童行方不明・事件事故時の対応（A：登校時 B：下校時）



22 ③児童行方不明時の対応（C：徒歩による校外学習）



2 2 ④児童行方不明時の対応（D：交通機関利用校外学習）



個人情報管理規準

山武市立鳴浜小学校

1 目 的

- 学校が取り扱う児童ならびに保護者、教職員等に関する個人情報について、その情報が外部に漏洩したり、また紛失したりすることがないように、管理の対象や取り扱い方法を決め、関係者の人権や安全を保護するよう努める。

2 管理対象

- (1) 指導要録に関するもの
- (2) 通知表ならびに通知表補助簿に関するもの
- (3) 給食費に関するもの
- (4) 児童名簿に関するもの
- (5) 健康診断票に関するもの
- (6) 職員履歴書に関するもの
- (7) 個人情報を扱うパソコンやメモリーソフトに関するもの
- (8) その他個人的な情報に関するもの

3 取り扱い方法

(1) 保管と運用

- ① 管理対象となるもの（以下管理対象物という）は、施錠可能な耐火書庫や職員室内の引き出し等に保管し、閲覧や記載などに運用する場合は、取扱者が責任をもって同じ場所に返還する。
- ② 管理対象物は、校内において運用することとし、持ち帰ったり、貸与したりしない。
- ③ 児童名簿は、職員のみが運用するものであることを自覚し、児童や多くの目にさらされないように配慮する。
- ④ 管理対象物は、その保管状況について、紛失や場所の変動等がないよう複数の担当者をもって、定期的に点検する。
- ⑤ 一定の期間を経た管理対象物は、校長の承認のもとにおいて適切に破棄し、また、このことを記録して残すものとする。
- ⑥ 年度末には、管理対象（児童の成績等）は、破棄して異動先へ持ち出さない。

(2) 電子情報機器等の取り扱い

- ① 校務PC起動時は、パスワード入力を必須の操作とし、使用を終える場合は、シャットダウンによって電源を切る。
- ② 個人情報に関するファイルは、クラウドサーバー内のフォルダに保存する。
- ③ 個人情報を私的な外部媒体等に複写したり作成したりしてはならない。
- ④ 個人所有の外部媒体にも、パスワード入力を必須とする。
- ⑤ クラウドサーバー内にある情報 Data を入手する場合は、管理職のコンピュータを経由して行う。

(3) 保管場所の施錠

- ① 耐火書庫を主とする保管施設の施錠および開錠については、原則として教頭と指名された職員が行い、他の職員がこれに代わる場合は、事前報告をする。
- ② 鍵の所在、個数については、定期的に点検する。

(4) 個人情報の持ち出し

- ① 個人情報の持ち出しは原則禁止する。
- ② 学校専用の外部メモリーをやむを得ずに学校外に持ち出す場合は、パスワードを必ず設定し管理職の許可を受け速やかに返却する。その際は、文書等持ち出し管理簿に記入する。
- ③ 外部媒体以外の個人情報をやむを得ずに学校外持ち出す場合は、管理職へ報告し速やかに返却する。

(5) 盗難・紛失時の対応

- ① 管理対象物が盗難や紛失に遭った時、管理者は直ちに管理職や関係機関に通知し、情報の悪用による二次被害の防止に努める。
- ② 管理体制を再点検し、同じ過ちが発生しないよう、新たな対策を講じる。

(6) 個人情報に関わる法の改正（令和2年）（令和6年、3 一部改正）

- ① 個人情報の紛失・盗難
「児童、生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出した職員は戒告とする。」
- ② 児童生徒に対する非違行為関係
「児童生徒に対して電子メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやり取りを行った職員は、減給又は戒告とする。」

※事前に管理職の許可及び保護者の同意を得て、児童生徒からアドレス等を収集した場合には、収集記録簿に記入する。

(7) その他

- ① この規準の運用は、定期的に見直し必要に応じて改訂する。

学校徴収金会計事務処理について

山武市立鳴浜小学校

【職員の共通理解】

- 学校徴収金等の責任者は校長とし、保護者あての文書は校長名で出す。学級から出す文書も校長名で出す。
- 学校（学級）徴収金等の出納については、いつでも明確な報告ができるよう、関係書類に記録する。
- 現金の取り扱いについては、ロッカーや机の中等、学校には絶対に保管しない。
（耐火書庫への一時保管は可）
- 関係書類等については、複数の職員でチェックする。

1 事務処理の流れ

予算委員会

学校教育目標に基づく予算検討（校長・教頭・教務主任・主事）

☆チェックポイント

- ①学校教育目標
- ②当該年度の重点（学校経営及び各教科領域）
- ③予算編成方針
- ④保護者負担の軽減

業者選定委員会

高額となる契約の場合＜修学旅行・卒業アルバム等＞（校長・教頭・教務主任・主事）

☆チェックポイント

- ①行事の目標達成に最適な業者
- ②費用

徴収金額の決定

保護者への説明・お知らせ

（徴収金のお知らせ）

☆チェックポイント

- ①情報の提供・理解を求め滞納などの防止

執 行

（１）徴収（金銭出納簿の整備）

☆チェックポイント

- ①収入時と保管時の事故防止

（２）支出（支払確認書の作成）

☆チェックポイント

- ①支出内容の適正と正確な記録
- ②証拠書類の整備

決 算

（会計報告書の作成）

☆チェックポイント

- ①適切な管理・執行
- ②複数による学期ごとのチェック体制
（校長・教頭・教務主任・主事）

予算委員会

☆チェックポイント

- ①教育効果があげられているか
- ②教育目標は達成できたか
- ③執行計画は適正であったか
- ④他経費との整合性はとれていたか

⑤執行上の流れや決裁は順調であったか

⑥来年度の執行計画上の課題は何か

2 会計の執行及び通帳保管にかかる事務処理

- (1) 全学年児童が使用する貯金通帳は、JA鳴浜支所で作成し、その名義人は校長とする。
- (2) 貯金通帳は、集金袋とともに耐火金庫に収納する。
- (3) 貯金を引き出す場合は
 - ① 払い戻し請求書に教頭が必要金額を記入し、校長に押印を申し出る。
 - ② 必要金額を引き出した後は、速やかに業者等に支払を済ませ、領収書を発行してもらう。
 - ③ 教頭は校長に会計処理が済んだことを報告する。
 - ④ 各学級担任は金銭出納簿に整理する。
- (4) PTAが使用する預金通帳の名義人はPTA会長とし、その保管場所は各学級と同様にする。
また、預金通帳、金銭出納簿等は、教頭が管理する。必要に応じてPTA会長、校長に報告する。

3 その他

- (1) 集金日は月初めを予定しているが、行事等の関係で変更する場合がある。
- (2) 各学期に
 - ①「学級会計」支払確認書
 - ②「学級会計」領収書綴りを提出する。
※様式は、サーバー内保存
- (3) 学級費について
徴収しない。学級で使用する消耗品等が必要な場合は、主事と相談の上、市費消耗品費にて購入する。ただし、受益者負担に帰すべきものについては教材費として徴収する。金額が児童数で割り切れない場合等は、教頭と相談の上、端数をPTA一般会計より支出する。
- (4) 特別支援学級の会計処理について
 - ① 特別支援学級の児童の教材費等は、特別支援学級担任が発注し支払う。
 - ② 会計報告は、特別支援学級担任が作成する。